令和4年9月甲良町議会定例会会議録

令和4年9月5日(月曜日)

◎本日の会議に付した事件 (議事日程)

<u> </u>		
第 1		会議録署名議員の指名
第 2		会期の決定
第 3	報告第4号	令和3年度甲良町財政健全化判断比率の報告について
第 4	報告第5号	令和3年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告につ
		いて
第 5	報告第6号	令和3年度甲良町下水道事業会計資金不足比率の報告に
		ついて
第 6	承認第11号	専決処分につき、承認を求めることについて(令和4年度
		甲良町一般会計補正予算(第3号))
第 7	認定第1号	令和3年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
第8	認定第2号	令和3年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認
		定について
第 9	認定第3号	令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認
		定について
第10	認定第4号	令和3年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認
		定について
第11	認定第5号	令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出
		決算認定について
第12	認定第6号	令和3年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業
		報告の認定について
第13	認定第7号	令和3年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事
		業報告の認定について
第14	議案第42号	甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
		条例
第15	議案第43号	甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
第16	議案第44号	甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例
第17	議案第45号	甲良町立認定こども園の設置等に関する条例
第18	議案第46号	甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
第19	議案第47号	甲良町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条
		例

第20 議案第48号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償

に関する条例の一部を改正する条例

第21 議案第49号 甲良町町立保育園の設置等に関する条例を廃止する条例

第22 議案第50号 甲良町保育センターの設置等に関する条例を廃止する条

例

第23 議案第51号 甲良町立幼稚園使用料条例を廃止する条例

第24 議案第52号 財産の無償貸付につき、議決を求めることについて

第25 議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)

第26 議案第54号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1

号)

第27 議案第55号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1

号)

第28 議案第56号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1

号)

第29 議案第57号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第1号)

第30 議案第58号 令和4年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)

第31 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき、意見を求めることにつ

いて

第32 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることに

ついて

第33 請願第2号 高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願

第34 一般質問

◎会議に出席した議員(11名)

1番	小	森	正	彦	2番	尚	田	隆	行
3番	Щ	田		充	4番	Щ	田	裕	康
5番	野	瀬	欣	廣	6番	阪	東	佐智	冒男
7番	丸	Щ	恵		8番	木	村		修
9番	建	部	孝	夫	10番	西	澤	伸	明

11番 宮 嵜 光 一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町 長 野瀬 喜久男 教 育 長 青 山 繁

中村 中川雅 総務課長 康 之 教育次長 博 会計管理者 猛 学校教育課長 寺 田 喜 生 福 原 仁 税務課長 大 野 けい子 社会教育課長 望 月 裕二 企画監理課長 熊 谷 建設水道課長 村 岸 勉 住民人権課長 宮川 哲郎 呉竹センター館長 上 田真司 保健福祉課長 山崎 総務課参事 村 田 茂 典 志保美 岩 平 産業課長 西 村 克 英 総務課長補佐 瀬 龍

◎議場に出席した事務局職員

事務局長橋本浩美 書 記 山脇理恵

(午前 9時00分 開会)

○宮嵜議長 ただいまの出席議員は11人です。

議員定足数に達していますので、令和4年9月甲良町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に8番 木村議員、9番 建部議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月26日までの22日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮嵜議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの22日間と決定しました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。町長。

○野瀬町長 本日、令和4年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、 議員各位におかれましては大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にあ りがとうございます。また、平素は町政全般にわたりまして、格別のご支援、 ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

本年8月3日に奈良県御所市人権センターで、人権問題解決のための財政対策全国協議会が開催をされ、町長が出席をいたしました。この組織は昭和55年に同和地域の人口比率が概ね20%を超す全国の市町村をもって発足した団体で、現在12市町が加入をしています。例年は1月に総会が開催された後、総務省へ財政負担の軽減と特別交付税増額の要望活動を行っています。本年は、総会を早めに行い、行政課題と要望項目の意見交換を行ったものであります。

8月7日に大津プリンスホテルで第79回国民スポーツ大会、第24回全国障害者スポーツ大会の実行委員会と総会が開催をされ、町長と議長が出席いたしました。席上、令和4年7月14日に開催をされました広域財団法人日本スポーツ協会の理事会において、第79回国民スポーツ大会の開催地が滋賀県に決定をされ、競技の会期も3年後の令和7年9月28日の日曜日から10月8日水曜日の11日間と、日程も決定がされたことが報告をされました。今後、

県の大会事務局並びに会場地市町が連携をして準備が進められていくことになります。

本町の第三次財政健全化計画案についてであります。9月2日の議会全員協議会資料ナンバー6で説明させていただいたところです。令和3年度の決算数値が出ているところでありますが、財政分析を行うについて、県内5町と比較する上で、令和2年度の指標を用いているところです。比較ができる直近年度数値が公表された後、数値の置き換え等を行って比較をしてまいりたいと考えております。また、改善項目の実施については、計画書にあります行財政改革委員会を機能させ、収支のバランス改善に取り組んでまいるものであります。また、7月に策定状況を報告いたしました過疎法に基づく、甲良町持続可能な地域づくり計画についても、ただいま取りまとめ作業中であります。今後の行財政運営の具体の取組は、財政健全化計画と持続可能な地域づくり計画の2つの計画に沿って進むものであり、議員の皆様と協議を重ねていきたいと考えております。

次に、甲良町の産業集積地、いわゆる企業誘致については、甲良町産業集積地整備事業者の募集要領について議会との協議を了しましたので、甲良町産業集積地整備事業者募集要領について9月1日に甲良町ホームページにアップいたしましたので、ご報告をいたします。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明 申し上げます。

報告第4号から第6号は、財政健全化判断比率及び公営企業会計の資金不 足比率の報告であります。

令和3年度の報告として、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、 実質収支が黒字のため、比率は算出をされていません。

実質公債比率につきましては、前年度と比較をして、0.4ポイントの悪化の10.4%となりました。将来負担比率につきましては、0.7%でありました。

公営企業会計における水道事業会計、下水道事業会計におきましては、資金 不足を生じておりませんので、資金不足比率は算出はされておりません。

引き続き、各会計とも、財政の健全維持に向けて努力する所存であります。

承認第11号は、令和4年度一般会計補正予算(第3号)で、94万円を追加いたし、総額38億2,582万5,000円とする専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。

認定第1号から認定第7号は、令和3年度甲良町一般会計及び各特別会計 企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

まず、認定第1号 令和3年度一般会計歳入歳出決算についてですが、歳入

総額が42億3,434万1,000円で、歳出総額は40億6,558万円、 実質収支は1億3,102万5,000円となっております。

続いて、認定第2号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額が8億2,028万円で、歳出総額が7億7,388万9,000円、実質収支は4,639万1,000円となっています。

続いて、認定第3号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額が604万8,000円で、歳出総額が587万9,000円、実質収支は16万9,000円となっています。

続いて、認定第4号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額が9億3,880万8,000円で、歳出総額が9億5,836万3,000円、実質収支は8,044万4,000円となっています。

続いて、認定第5号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入 歳出につきましては、歳入総額が8,027万4,000円で、歳出総額が7, 922万円、実質収支は105万4,000円となっています。

続いて、認定第6号 令和3年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告については、収益的収入が1億8,650万円で、収益的支出が1億5,450万6,000円、差引額が3,199万4,000円、収益的収入がゼロ円で、収益的支出が9,041万7,000円、差引額がマイナス7,041万7,000円となり、当年度損益勘定留保資金4,632万円と減債積立基金取崩額2,409万7,000円で補填をしております。

続いて、認定第7号 令和3年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告については、収益的収入が3億4,458万7,000円で、収益的支出が3億1,276万4,000円、差引額は3,182万3,000円、収益的収入が2億5,328万円で、収益的支出が3億1,461万6,000円、差引額はマイナス6,133万6,000円となり、当年度損益勘定留保資金4,228万3,000円と減債積立金取崩額1,905万4,000円で補填をしております。

今後の財政運営につきましては、財政脆弱体質であることから改善プログラムに取り組むなど、財政健全化につなげていきたいと考えております。

議案第42号は、甲良町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員の育児休業に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第43号と議案第44号は、甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例及び甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例で、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に対応するため、所要の改正を行うもので

あります。

議案第45号は、甲良町立認定こども園の設置等に関する条例で、小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、本条例を制定するものです。

議案第46号は、甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例で、甲良町立認定こども園の設置等に関する条例を制定するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第47号は、甲良町立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例で、甲良町立認定こども園の設置に関する条例を制定するにあたり、幼稚園を削除するものであります。

議案第48号は、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、甲良町立認定こども園の設置に関する条例を制定するにあたり、「幼稚園、保育園」を「こども園の嘱託医師、嘱託歯科医師、嘱託薬剤師」に改めるものであります。

議案第49号は、甲良町立認定こども園の設置等に関する条例を制定するに あたり、甲良町立保育園の設置に関する条例を廃止するものであります。

議案第50号は、甲良町立認定こども園の設置等に関する条例を制定するにあたり、甲良町保育センターの設置等に関する条例を廃止するものであります。

議案第51号は、甲良町立認定こども園の設置等に関する条例を制定するに あたり、甲良町立幼稚園の使用料条例を廃止するものであります。

議案第52号は、道の駅の急速充電設備の敷地を無償貸付することにつき、 地方自治法の定めにより、議決を求めるものであります。

議案第53号は、令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)で、1億6, 852万7,000円を追加いたし、補正後の予算総額を39億9,435万 2,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では普通交付税8,227万4,000円、国庫補助金のうち地方創生臨時交付金5,195万7,000円、前年度繰越金9,602万5,000円を増額いたし、歳出では総務管理費で財政調整基金積立金6,600万円、電算機器購入費442万6,000円、施設修繕工事1,300万円、住宅自然災害支援金300万円、社会福祉費で障害者日中一時支援事業委託184万円、商工費で甲良町事業者支援給付金1,00万円、道路橋梁費で町道除草管理委託166万円、登記委託100万円、住宅費で修繕料443万4,000円、教育総務費で施設備品購入1,345万5,000円、施設修繕工事1,183万円、教材購入費515万9,000円などを予算追加しております。

議案第54号は、令和4年度甲良町国民保険特別会計補正予算(第1号)で、 4,662万円を追加いたし、総額を8億3,591万1,000円とするも のであります。

主な内容といたしましては、前年度繰越金4,638万9,000円を歳入計上いたし、歳出では基金積立金2,000万円、予備費2,118万8,00円などを増額するものであります。

議案第55号は、令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計予算(第1号)で、 15万9,000円を追加いたし、総額を84万円とするものであります。

主な内容といたしましては、前年度繰越金15万9,000円を歳入計上いたし、歳出では予備費14万2,000円などを増額するものであります。

議案第56号は、令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)で、8,153万1,000円を追加いたし、総額を9億6,766万3,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、一般会計繰入金108万8,000円、前年度繰越金8,044万3,000円を歳入計上いたし、歳出では、介護給付費準備基金積立金2,086万9,000円、補助金等返還金4,384万2,00円などを増額するものであります。

議案第57号は、令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)で、96万円を追加いたし、総額を8,568万7,000円とす るものであります。

主な内容といたしましては、繰越金96万円を歳入計上いたし、歳出では保険料環付金24万1、000円などを増額するものであります。

議案第58号は、令和4年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)で、300万円を追加いたし、資本的支出を1億515万9,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、資本的支出の建設改良費を追加するものであります。

諮問第1号は、任期満了に伴う人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めるものであります。

同意第3号は、任満了に伴う甲良町教育委員会委員の任命につき同意を求めるものであります。

また、本9月定例会最終日に数件の追加議案をただいま調整いたしていると ころであります。まとまり次第、早めに議長に申出をいたしますので、よろし くお願い申し上げます。

以上、本日提案いたしました案件につきまして、その概要を申し上げました。 何とぞよろしくご審議をいただき、適切な認定、議決、同意を賜りますよう、 お願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

○宮嵜議長 続きまして、日程第3 報告第4号から日程第5 報告6号までを 一括議題とします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 報告第4号 令和3年度甲良町財政健全化判断比率の報告 について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、甲良町財政健全化比率を報告する。

令和4年9月5日。

甲良町長 野瀬喜久男。

裏面をお願いいたします。

令和3年度甲良町財政健全化判断比率でございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、生じておりません。実質公債費比率については10.4%となっております。将来負担比率については0.7%となっております。

以上でございます。

- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 報告第5号 令和3年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲 良町水道事業会計資金不足比率を報告する。

裏面をお願いいたします。

令和3年度におきまして、資金不足比率の方につきましては発生はしておりません。

以上でございます。

○宮嵜議長 これをもって報告を終わります。

建設水道課長。

〇村岸建設水道課長 失礼しました。

続きまして、報告第6号 令和3年度甲良町下水道事業会計資金不足比率 の報告について。

同じく地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、甲良町下水道事業会計資金不足比率を報告するものでございます。

裏面の方をお願いいたします。

資金不足比率につきましては、令和3年度は発生しておりません。

以上です。どうかよろしくお願いいたします。

〇宮嵜議長 これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の阪東議員から令和3年度甲良町財政健全化判断比率、同じく水道事業特別会計資金不足比率、並びに下水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

阪東議員。

○阪東議員 それでは、お手元の資料に基づいて報告をいたします。

甲良町長 野瀬喜久男様。甲良町監査委員 上野安徳。同 阪東佐智男。 令和3年度財政健全化審査意見書。

財政健全化法第3条第1項の規定により、令和3年度甲良町財政健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の 基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として 実施した。

2、審査結果。

(1)総合意見。審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

裏面をご覧ください。

- (2) 個別意見。
- ①実質赤字比率について。令和3年度実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されない。
- ②連結実質赤字比率について。令和3年度連結実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は算出されない。
- ③実質公債費比率について。令和3年度の実質公債費比率は10.4%となっており、前年度に比べて0.4ポイント低くなった。早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っており、良好である。
- ④将来負担比率について。令和3年度の将来負担比率は0.7%になっており、前年度に比べて9.6ポイント低くなった。早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っており、良好である。
 - (3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、水道の方に行かせてもらいます。

令和3年度甲良町水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、令和3年度甲良町水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

- 2、審査結果。
- (1)総合意見。審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。
 - (2) 個別意見。
- ①資金不足比率について。資金不足は生じていないため、資金不足比率は算 出されない。
 - (3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

続きまして、下水道の方です。

令和3年度甲良町下水道事業会計経営健全化審査意見書。

財政健全化法第22条第1項の規定により、令和3年度甲良町下水道事業会計の経営健全化について判断比率を審査した結果、その意見は次のとおりである。

1、審査の概要。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

- 2、審查結果。
- (1)総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。
 - (2) 個別意見。
- ①資金不足比率について。資金不足比率は生じていないため、資金不足比率 は算出されない。
 - (3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。以上です。
- **〇宮嵜議長** ありがとうございました。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第6 承認第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 承認第11号 専決処分につき、承認を求めることについて (令和4年度甲良町一般会計補正予算(第3号))。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。承認第11号 専決処分につき承認を求めることについてを説明させていただきます。

裏面をお願いいたします。

こちらにつきましては、令和4年度甲良町一般会計補正予算(第3号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものについてご報告申し上げるものでございます。

予算書の裏面の方をお願いいたします。

この補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ94万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億2,582万5,00 0円とするものでございます。

第1表の方をお願いいたします。

歳入でございます。款18 繰入金、補正額94万円。

おめくりください。

歳出でございます。款1 議会費、補正額94万円。歳出総額94万円。 以上になります。

- **〇宮嵜議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 2点ございます。

1つは、7ページのところに記載していますが、一般旅費、これは計上しています。6万3,000円。それから、弁護士業務委託87万7,000円。そこで、1つ目の質問は、町長が行った知事に対する不服申立、その審査請求に対応するための議員の代表だと思いますけれども、選出された代表が行く、そういう交通費ということなんですけれども、その議員の代表については4人ということが既に規定で決まっているものなのかどうか。つまり、前回の全協で4人ということで説明がありましたけれども、その枠内を守る必要があるのかどうか。つまり、状況によっては交通費は県外に行くことはないと考えられますので、その分、枠の余裕があるのではないかと思います。それが1点です。

もう一つは、弁護士委託の費用87万7,000円ですけれども、契約を交わす準備に入っているというように思います。専決ですから、9月5日に専決がされています。いや、8月15日に専決がされています。そういう点で準備に入っていると思いますけれども、契約を交わす上で、弁護士費用が既に正式な契約が、これが議決をされた後だと思いますけれども、準備の段階で金額が

示されているというように思いますが、その報告、説明をお願いします。 2点です。よろしくお願いします。

- 〇宮嵜議長 局長。
- ○橋本事務局長 では、まず人数ですけれども、予算計上といたしましては、議長と前回の議員さんの分、3名ということで、あと事務局1名ということで、一応5名分の計上をさせていただいておりますが、あくまで予算計上の上での人数ですので、もし公用車で行くとなれば、もう少し人数の幅はあるかと思います。

あともう一つですけれども、契約ですけれども、先生の方からはまだ見積書が来ておりませんので、それが来次第、契約を交わしていくという予定になってございます。今は、あくまでそれまでの日本弁護士連合会、弁護士の報酬標準により算定をしておりますので、あくまで今は予算計上をしておりますけれども、本格的な契約というのは、また見積りが来次第、早急にさせていただきます。

以上です。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 それで分かりました。前回の実績数値でいうと、説明をしていただきたいと思います。それが1つです。

それから、人数については、議長の方で前回4人と、議長を入れて4人というようになりましたけれども、適切な時間帯ないしは本会議が終わった段階で、協議のし直しをしていただきたいというような要望をさせてもらいたいと思います。

- 〇宮嵜議長 局長。
- ○橋本事務局長 前回は、着手金が11万円で、日当が2万2,000円でした。 合計13万2,000円の支出をいたしております。 以上です。
- ○宮嵜議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第11号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、承認第11号は承認されました。

次に、日程第7 認定第1号から日程第13 認定第7号までの7議案を一 括議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 認定第1号 令和3年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について、認定第2号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計算入歳出決算認定について、認定第6号 令和3年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について、認定第7号 令和3年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 認定第1号から認定第5号までは総務課参事、認定第6号と認定 第7号は建設水道課長において、順次説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 認定第1号から第5号まで、私の方から説明の方をさせていただきます。

令和3年度一般会計歳入歳出決算書及び財産に関する調書1ページの方を お願いいたします。

説明項目は、款項、収入済額、不納欠損額、収入未済額で、金額の読上げを いたします。よろしくお願いいたします。

まず、歳入の部。

1款 町税、1項 町民税3億1,769万1,749円、不納欠損額25万8,135円、収入未済額924万4,202円。2項 固定資産税、収入済額4億3,538万9,224円、不納欠損額55万3,400円、収入未済額985万7,115円。3項 軽自動車税、収入済額3,251万8,44円、不納欠損額23万7,000円、収入未済額191万9,256円。4項 町たばこ税、収入済額3,836万6,302円。

2款 地方讓与税、1項 自動車重量讓与税、収入済額2,549万2,000円。2項 地方揮発油讓与税、収入済額891万5,000円。3項 森

林環境讓与稅、収入済額64万5,000円。

- 3款 利子割交付金、1項 利子割交付金、収入済額66万1,000円。
- 4款 配当割交付金、1項 配当割交付金、収入済額442万8,000円。
- 5款 株式等譲渡所得割交付金、1項 株式等譲渡所得割交付金、収入済額527万5,000円。
- 6款 法人事業税交付金、1項 法人事業税交付金、収入済額1,095万9,000円。
- 7款 地方消費税交付金、1項 地方消費税交付金、収入済額1億5,43 1万6,000円。
- 8款 環境性能割交付金、1項 環境性能割交付金、収入済額448万1, 000円。
- 9款 地方特例交付金。おめくりください。1項 地方特例交付金、収入済額462万1,000円。2項 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、収入済額849万5,000円。
 - 10款 地方交付税、1項 地方交付税19億2,587万7,000円。
- 11款 交通安全対策特別交付金、1項 交通安全対策特別交付金、収入済額91万4,000円。
- 12款 分担金及び負担金、1項 負担金、収入済額1,388万3,10 6円。
- 13款 使用料及び手数料、1項 使用料1,266万8,474円。2項 手数料58万1,365円。
- 14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、収入済額1億7,697万9,6 91円。2項 国庫補助金3億2,478万2,659円。3項 委託金25 8万8,708円。
- 15款 県支出金、1項県負担金、収入済額9,493万6,793円。2項 県補助金1億1,682万4,299円。3項 委託金2,017万9,928円。
- 16款 財産収入、1項 財産運用収入383万5,021円。2項 財産 売払収入814万9,849円。
 - 17款 寄付金、1項 寄付金、収入済額5,919万4,000円。
- 18款 繰入金、1項 特別会計繰入金、収入済額162万9,082円。 2項 基金繰入金6,816万7,989円。
 - 19款 繰越金、1項 繰越金1億4,751万5,137円。
- 20款 諸収入、1項 延滯金加算金及び過料、収入済額53万3,280円。2項 町預金利子6,700円。3項 貸付金元利収入、収入済額495万7,320円、収入未済額1億830万5,721円。4項 受託事業収入、

収入済額421万2,808円。5項 雜入、収入済額8,651万7,314円、不納欠損額6,510円、収入未済額261万4,814円。

21款 町債、1項 町債、収入済額1億185万3,000円。

歳入合計。予算現額43億8,642万2,000円。調定額43億9,2 11万1,475円。収入済額42億3,434万1,242円。不納欠損額 105万5,045円。収入未済額1億5,671万5,188円。予算現額 と収入済額の比較としましては、マイナス1億5,208万758円となって おります。

次のページをお願いいたします。

歳出におきましては、款、項、支出済額、翌年度繰越額の順に説明をさせていただきます。

1款 議会費、1項 議会費、支出済額5,738万3,664円。

2款 総務費、1項 総務管理費、支出済額7億8,391万4,635円、翌年度繰越額2,450万円。2項 徴税費、支出済額4,802万7,109円。3項 戸籍住民基本台帳費、支出済額976万4,963円、翌年度繰越額273万2,000円。4項 選挙費、支出済額794万4,364円。5項 統計調查費、支出済額26万8,648円。6項 監查委員費、支出済額32万3,089円。

3款 民生費、1項 社会福祉費、支出済額8億2,618万2,427円、翌年度繰越額8,771万3,000円。2項 児童福祉費、支出済額3億8,842万8,167円。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、支出済額1億5,967万9,507円、翌年度繰越額2,670万円。2項 清掃費、支出済額1億9,238万137円。3項 上水道費、支出済額1,758万2,300円。

5款 労働費、1項 雇用対策費、支出済額100万円。2項 労働諸費、 支出済額37万5,000円。

6款 農林水産業費、1項 農業費、支出済額9,871万5,999円、翌年度繰越額1,699万9,000円。2項 林業費、支出済額18万6,430円。

7款 商工費、1項 商工費、支出済額4,568万3,536円。

8款 土木費、1項 土木管理費、支出済額4,782万7,441円、翌年度繰越額200万円。2項 道路橋梁費、支出済額1億8,105万2,727円、翌年度繰越額520万円。3項 河川費、支出済額27万5,000円。4項 住宅費、支出済額3,610万2,292円、翌年度繰越額193万5,000円。5項 都市計画費、支出済額2億3,896万5,106円、翌年度繰越額212万9,000円。

- 9款 消防費、1項 消防費、支出済額1億5,112万3,917円。
- 10款 教育費、1項 教育総務費、支出済額2億2,857万4,439円。2項 小学校費、支出済額4,923万9,816円。3項 中学校費、支出済額2,988万3,780円。4項 幼稚園費、支出済額2,984万316円。5項 社会教育費、支出済額6,684万2,280円、翌年度繰越額191万2,000円。6項 保健体育費、支出済額5,722万4,421円。
 - 11款 災害復旧費、1項 農林水産業施設災害復旧費ゼロ円。
 - 12款 公債費、1項 公債費、支出済額3億1,045万8,025円。
 - 13款 諸支出金、1項 徵税配分金、支出済額33万285円。
 - 14款 予備費、1項 予備費、支出済額ゼロ円。

歳出合計。予算現額43億8,642万2,000円。支出済額40億6,557万9,820円。翌年度繰越額1億7,182万円。不用額1億4,902万2,180円。予算現額と支出済額との比較、3億2,084万2,180円となっております。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額につきましては、1億6,876万1,422円。うち、基金繰入額はゼロ円であります。

続きまして、認定第2号 令和3年度甲良町国民健康保険特別会計決算書 について、ご説明申し上げます。

一般会計と同様に読上げの方をさせていただきます。

おめくりください。

まず、歳入の部。1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、収入済額 1億4,101万3,713円、不納欠損額74万9,000円、収入未済額 1,477万26円。

- 2款 使用料及び手数料、1項 手数料、収入済額6万492円。
- 3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、収入済額14万円。
- 4款 県支出金、1項 県負担金、収入済額5億3,580万7,076円。 2項 県補助金、収入済額154万4,000円。3項 財政安定化基金交付金ゼロ円。
 - 5款 財産収入、1項 財産運用収入、収入済額2万7,028円。
- 6款 繰入金、1項 他会計繰入金、収入済額7,559万4,136円。 2項 基金繰入金ゼロ円。
 - 7款 繰越金、1項 繰越金、収入済額6,193万7,337円。
- 8款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、収入済額27万4,198円。 2項 預金利子45円。3項 雑入388万1,559円。

次のページをお願いいたします。

9款 町債でございます。1項 財政安定化基金貸付金、収入済額ゼロ円。 歳入合計8億2,135万6,000円。調定額8億3,579万8,61 0円。収入済額8億2,027万9,584円。不納欠損額74万9,000 円。収入未済額1,477万26円。予算現額と収入済額との比較、マイナス 107万6,416円。

1ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費、1項 総務管理費、支出済額2,670万3,469円。2項 運営協議会費、支出済額6万5,000円。

2款 保険給付費、1項 療養諸費、支出済額4億5,684万415円。 2項 高額療養費、支出済額5,783万2,657円。3項 移送費、支出済額ゼロ円。4項 出産育児諸費252万1,260円。5項 葬祭諸費55万円。6項 審査支払手数料、支出済額153万3,072円。

3款 国民健康保険事業費納付金、1項 医療給付費分、収入済額1億3, 128万3,167円。2項 後期高齢者支援金等分、支出済額4,708万 6,141円。3項 介護納付金分、支出済額1,750万1,547円。

4款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、支出済額10円。

5款 財政安定化基金拠出金、1項 財政安定化基金拠出金、支出済額ゼロ 円。

6款 保健事業費、1項 保健事業費、支出済額274万7,712円。2項 特定健康審査等事業費、支出済額489万9,679円。

7款 基金積立金、1項 基金積立金、支出済額2,002万7,073円。 2ページをお願いいたします。

8款 公債費、1項 公債費、支出済額ゼロ円。

9款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、支出済額429万7,717円。

10款 予備費、1項 予備費、支出済額ゼロ円。

歳出合計。予算現額 8 億 2 , 1 3 5 万 6 , 0 0 0 円。支出済額 7 億 7 , 3 8 8 万 8 , 9 1 9 円。不用額 4 , 7 4 6 万 7 , 0 8 1 円。予算現額と支出済額との比較、4 , 7 4 6 万 7 , 0 8 1 円。

次ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額4,639万665円、うち基金繰入額ゼロ円。

以上であります。

続きまして、認定第3号 令和3年度甲良町墓地公園事業特別会計決算書 についてご説明申し上げます。

先ほど同様に読み上げさせていただきます。

1ページの方をおめくりください。

歳入の部でございます。1 款 繰越金、1項 繰越金、収入済額547万9, 503円。

- 2款 使用料及び手数料、1項 使用料、収入済額ゼロ円。
- 3款 諸収入、1項 管理料、収入済額2万2,800円、収入未済額11万7,600円。
 - 4款 財産収入、1項 財産運用収入、収入済額58円。
 - 5款 繰入金、1項 基金繰入金、収入済額54万6,000円。

歳入合計。予算現額635万8,000円。調定額616万5,961円。 収入済額604万8,361円。不納欠損額ゼロ円。収入未済額11万7,6 00円。予算現額と収入済額との比較、マイナス30万9,639円。 次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 墓地公園管理費、1項 墓地公園管理費、支 出済額518万8,943円。

- 2款 諸支出金、1項 返還金、支出済額69万円。
- 3款 予備費、1項 予備費、支出済額ゼロ円。

歳出合計。予算現額635万8,000円。支出済額587万8,943円。 不用額47万9,057円。予算現額と支出済額との比較、47万9,057 円。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額16万9,418円。うち、基金繰入額ゼロ円。 以上になります。

続きまして、認定第4号 令和3年度甲良町介護保険事業特別会計決算書 についてご説明さし上げます。

こちらも先ほどと同様に読上げの方をさせていただきます。

おめくりください。

歳入の部でございます。1 款 保険料、1項 介護保険料、収入済額1億8,085万5,575円、不納欠損額23万4,960円、収入未済額94万720円。

- 2款 使用料及び手数料、1項 手数料、収入済額9,300円。
- 3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、収入済額1億5,807万5,40 8円。2項 国庫補助金、収入済額6,386万3,850円。
- 4款 支払基金交付金、1項 支払基金交付金、収入済額2億1,030万8,000円。
- 5款 県支出金、1項 県負担金、収入済額1億3,197万7,598円。 2項 県補助金、収入済額601万4,775円。

- 6款 財産収入、1項 財産運用収入、収入済額1万2,227円。
- 7款 繰入金、1項 一般会計繰入金、収入済額1億3,082万4,75 3円。
 - 8款 繰越金、1項 繰越金、収入済額5,685万3,674円。
- 9款 諸収入、1項 延滞金加算金及び過料、収入済額ゼロ円、2項 預金 利子ゼロ円。3項 雑入、収入済額1万2,500円。

次ページをお願いいたします。

10款 町債、1項 財政安定化基金貸付金、収入済額ゼロ円。

歳入合計。予算現額 9 億 6 , 7 7 1 万 2 , 0 0 0 円。調定額 9 億 3 , 9 9 8 万 3 , 3 4 0 円。収入済額 9 億 3 , 8 8 0 万 7 , 6 6 0 円。不納欠損額 2 3 万 4 , 9 6 0 円。収入未済額 9 4 万 7 2 0 円。予算現額と収入済額との比較、マイナス 2 , 8 9 0 万 4 , 3 4 0 円。

次のページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費、1項 総務管理費、支出済額3,271万3,831円。2項 介護認定審査会費、支出済額479万3,065円。3項 計画策定委員会費、支出済額ゼロ円。

2款 保険給付費、1項 介護サービス等諸費、支出済額7億1,062万567円。2項 介護予防サービス等諸費、支出済額522万1,480円。3項 高額介護サービス等費、支出済額1,569万697円。4項 高額医療合算介護サービス等費、支出済額195万3,752円。5項 特定入所者介護サービス等費、支出済額2,861万281円。6項 その他諸費、支出済額106万1,927円。

3款 地域支援事業費、1項 介護予防・生活支援サービス事業費、支出済額1,182万1,342円、2項 一般介護予防事業費、支出済額99万5,352円。3項 包括的支援事業・任意事業費、支出済額681万8,184円。4項 その他諸費、支出済額3万4,371円。

- 4款 基金積立金、1項 基金積立金、支出済額1,582万7,996円。
- 5款 公債費、1項 公債費ゼロ円。2項 財政安定化基金償還金ゼロ円。
- 6款 諸支出金。次ページをお願いいたします。1項 償還金及び還付加算金、支出済額2,220万326円。

7款予備費、1項予備費、支出済額ゼロ円。

歳出合計。予算現額 9 億 6 , 7 7 1 万 2 , 0 0 0 円。支出済額 8 億 5 , 8 3 6 万 3 , 1 7 1 円。不用額 1 億 9 3 4 万 8 , 8 2 9 円。予算現額と支出済額との比較、1 億 9 3 4 万 8 , 8 2 9 円。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額8,044万4,489円。うち、基金繰入額ゼロ円。

続きまして、認定第5号 令和3年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計 決算書についてご説明申し上げます。

同様に、読上げの方をさせていただきます。

1ページの方をお願いいたします。

歳入の部でございます。1款 後期高齢者医療保険料、1項 後期高齢者医療保険料、収入済額5,444万4,818円。収入未済額マイナス41万6,270円。

- 2款 使用料及び手数料、1項 手数料、収入済額3,300円。
- 3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、収入済額2,445万9,004円。
- 4款 繰越金、1項 繰越金、収入済額10万7,377円。
- 5款 諸収入、1項 償還金及び還付加算金、収入済額125万9,338円。2項 雑入、収入済額ゼロ円。

歳入合計。予算現額8,045万3,000円。調定額7,985万7,5

- 67円。収入済額8,027万3,837円。収入未済額マイナス41万6,
- 270円。予算現額と収入済額との比較、マイナス17万9,163円。 次ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1款 総務費、1項 総務管理費、支出済額275万2,453円。2項 徴収費、支出済額ゼロ円。

- 2款 後期高齢者医療広域連合納付金、1項 後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額7,543万6,309円。
- 3款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、支出済額103万916 円。

4款 予備費、1項 予備費、支出済額ゼロ円。

歳出合計。予算現額 8,0 4 5 万 3,0 0 0 円。支出済額 7,9 2 1 万 9,6 7 8 円。不用額 1 2 3 万 3,3 2 2 円。予算現額と支出済額との比較、1 2 3 万 3,3 2 2 円。

次のページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額105万4,159円。うち、基金繰入金ゼロ円。 以上になります。よろしくご審議の方、お願いいたします。

- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 それでは、認定第6号 令和3年度甲良町水道事業会計 歳入歳出決算並びに事業報告の説明を申し上げます。

お手元の決算書1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。収入及び支出につきましては、決算額で 説明させていただきます。

収入の部。第1款 水道事業収益、決算額1億8,650万416円。

支出の部でございます。第1款 水道事業費、決算額1億5,450万6, 364円でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入の部。第1款 資本的収入はございません。

支出の部。第1款 資本的支出、決算額7,041万7,096円でございます。資本的収入額が資本的支出額に不足する額7,041万7,096円は、当年度損益勘定留保資金4,632万140円、減債積立基金2,409万6,956円で補填いたしました。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。下から7行目の経常利益です。3,199万4,052円でございました。また、下から4行目の当年度純利益は同額の3,199万4,052円でございます。前年度繰越利益剰余金といたしまして、1億7,774万4,663円。その他未処分利益剰余金変動額といたしまして、2,409万6,956円でございます。当年度未処分利益剰余金といたしまして、2億3,383万5,671円でございます。

9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。下から8行目の固定資産合計でございます。18億1,879万6,699円でございます。また、下から2行目の流動資産合計といたしまして、3億9,502万2,940円でございます。資産合計といたしまして、22億1,381万9,639円でございます。

資本の部でございます。資本金合計といたしまして、2億3,912万2,400円。また、下から3行目の剰余金合計といたしまして、7億4,968万4,122円。資本合計といたしまして、9億8,880万6,522円。

負債資本合計は、資産合計と同額の22億1,381万9,639円でございます。

19ページをお願いいたします。

令和3年度甲良町水道事業報告でございます。

総括事項といたしまして、令和3年度の財政状況は、総収益1億7,486万9,000円に対し、総費用1億4,287万5,000円となり、当年度の純利益は3,199万4,000円となりました。また、資本的収支では、収入総額ゼロ円に対し、支出総額7,041万7,000円で、不足する額7,

041万7,000円は、当年度損益勘定留保資金4,632万円、減債積立金2,409万7,000円で補填をしております。

また、経営指標に関する事項といたしまして、令和3年度決算における経営成績について、経営の健全を示す経営収支比率は、前年度コロナ対策として、4カ月の料金減免分が100%一般会計から補填され、修繕費などの経費が減少したことから、前年度より24.12ポイント増となりました。

有収率は、微小な範囲で増加しており、今後の取組として、管路の漏水調査 を再開し、修繕により有収率向上に努めていく必要があります。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.64%の増の55.98%となり、施設の更新に対して、老朽化の割合が大きい状況にあります。これはいまだ更新需要のピークを迎えていないこと等がありますが、将来の更新需要に備え、現在の経営状況を維持しつつ、施設更新の計画を行ってまいります。

議会議決事項でございます。2議案を提出させていただいております。 続きまして、21ページをお願いいたします。

業務でございます。有収率につきましては、84.44%でございました。また、事業収入に関する事項といたしまして、1立方メートル当たりの供給単価は124.22円でございました。また、事業費に関することでございます。1立方メートル当たり給水原価につきましては、117.71円でございました。収支比率につきましては、1.22%となっております。

23ページをお願いいたします。

会計でございます。企業債でございます。企業債の当年度末残高といたしまして、4億9,600万8,167円でございます。

以上、どうかよろしくお願いいたします。

また続きまして、認定第7号 令和3年度甲良町下水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出でございます。水道と同様に決算額で説明をさせていただきます。

収入といたしまして、第1款 事業収益、決算額3億4,458万7,350円でございます。支出といたしまして、第1款 事業費用、決算額3億1,276万3,819円でございます。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。収入といたしまして、第1款 資本的収入、決算額2億5,328万円でございます。支出といたしまして、第1款 資本的支出、決算額3億1,461万6,461円でございます。資本的収入 額が資本的支出額に不足する額6,133万6,461円は、過年度損益勘定留保資金1,905万3,633円及び当年度損益勘定留保資金4,228万2,828円で補填をいたしました。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。下から 9 行目の経常利益でございます。1,864万1,644円でございました。特別利益、その他特別利益といたしまして、1,423万7,025円。その他特別損失といたしまして、245万7,800円。当年度の純利益といたしまして、3,042万869円でございました。また、前年度繰越利益剰余金といたしまして、1,668万5,808円でございます。当年度末処分利益剰余金といたしましては、4,710万6,677円でございます。

9ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。資産の部といたしまして、下から7行目、固定資産合計といたしまして、60億458万548円でございます。また、下から2行目、流動資産合計といたしまして、8,951万7,288円。資産合計といたしまして、60億9,409万7,836円でございます。

負債の部でございます。上から4行目、固定負債合計といたしまして、31億2,105万9,235円でございます。また、流動負債合計といたしまして、2億8,067万5,094円でございます。繰延収益合計といたしまして、25億9,705万4,502円でございます。負債合計といたしまして、59億9,878万8,831円でございます。

資本金でございます。資本金合計といたしまして、4,820万2,328円でございます。また、下から3行目、剰余金合計といたしまして、4,710万6,677円。資本合計といたしまして、9,530万9,005円。負債資本合計は、資産合計と同額の60億9,409万7,836円になります。

27ページをお願いいたします。

令和3年度甲良町下水道事業報告でございます。

総括事項といたしまして、令和3年度の財政状況は、総収益3億3,600万円に対し、総費用3億557万9,000円となり、当年度の純利益は3,042万1,000円となりました。また、資本的収支では、収入総額2億5,328万円に対し、支出総額3億1,321万4,000円で、不足する額6,133万6,000円は、過年度損益勘定留保資金1,905万3,000円及び当年度損益勘定留保資金4,228万3,000円で補填をいたしました。

経営指標に関する事項といたしまして、令和3年度決算における経営成績は、経営の健全を示す経常収支比率は前年度より4.89%上回っているものの、今年度に限っては営業費用における計画策定費の減による影響が大きいの

で、引き続き健全な経営に努め、また水洗化率は前年より僅かに上昇しているが、接続対象の人口の減、高齢化により、大きな増加は期待出来ないため、今後も普及啓蒙活動に努めていきます。有形固定資産減価償却率は前年より上昇していることから、老朽化が緩やかに進んでいる状況であり、令和2年度より法適用になったことにより、法適用以前の償却について注意する必要がございます。

議会議決事項でございます。議決事項については、記載の4議案でございます。

また、工事といたしまして、件名といたしましては、甲良町マンホールポンプ更新に伴う特別単価調査業務を実施しております。

29ページをお願いいたします。

業務でございます。業務量の有収率でございます。有収率につきましては、 82.4%でございました。事業収入に関する事項といたしまして、収入合計 といたしまして3億3,600万803円でございました。

また、事業費に関する事項といたしまして、合計といたしまして3億557万9,934円でございました。

次ページをお願いいたします。

会計でございます。会計の企業債及び一時借入金の概況といたしまして、企業債当年度末残高といたしまして、33億7,438万6,706円でございます。どうかよろしくお願いします。

以上です。失礼します。

○宮嵜議長 質疑に先立ちまして、監査委員の阪東議員から、令和3年度甲良町 各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

阪東議員。

○阪東議員 お手元の資料で報告します。

甲良町長 野瀬喜久雄様。甲良町監査委員 上野安徳。同じく阪東佐智男。 令和3年度甲良町会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年度甲良町一般会計及び特別会計・企業会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証拠書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記。

- 1、審査の概要。
- (1)期日 令和4年8月3日、5日、10日。
- (2)場所 甲良町役場 2階議員控室。
- (3)審査の対象。①甲良町一般会計、②甲良町国民健康保険特別会計、③ 甲良町墓地公園事業特別会計、④甲良町介護保険事業特別会計、⑤甲良町後

期高齢者医療事業特別会計、⑥甲良町水道事業会計、⑦甲良町下水道事業会計、以上 7 会計で、その決算は次のとおりである。

2ページをご覧ください。

2、一般会計。

歳入歳出決算の状況。歳入決算額は42億3,434万1,000円。予算額との比率96.5%。歳出決算額は40億6,558万円。予算額との比率92.7%で、差引き1億6,876万1,000円となり、このうち令和4年度へ繰り越した事業に要する財源3,773万6,000円を差し引くと、実質残額は1億3,102万5,000円の黒字で、翌年度へ繰り越した。

(1) 歳入。

歳入決算額は42億3,434万1,000円で、前年度と比べて7億5,361万3,000円の減となっているが、主な増減要因としては、特別定額給付金給付事業費・事務費補助金等の国庫支出金や地方債、繰入金の減、地方交付税、各種交付金、諸収入の増などによるものである。

新型コロナウイルス感染症の影響緩和により、法人町民税は前年度比 5 6 % 増であるが、固定資産税は、新型コロナウイルス感染症に伴う特例減税対象物件があり、減となるなど、様々な影響があった。また、大雪の除雪費用の増加に伴う特別交付税の増や、令和 2 年度に大きく占めていたコロナ対策に関する事業の国庫支出金の減額などが、歳入減額の理由となっている。

歳入決算における自主財源構成比は、普通会計ベースによると28.4%と、前年度26.1%に比べて2.3ポイント高くなった。自主財源の町税、寄付金の増額と、依存財源の国庫支出金の減額により、自主財源の構成比が高くなったが、同級他団体に比べ低い状態が続いており、今後はさらに税や使用料を確実に徴収するとともに、納付督促や納付意識の向上等に努め、収入確保に最大限努力されたい。

3ページをご確認ください。

滞納額の主な状況を見ると、①町税は、主に固定資産税の時効完成等により、不納欠損処分104万9,000円(前年527万5,000円)をした結果、2,108万6,000円(前年2,256万5,000円)で、147万8,000円の減、②保育園保育料等は259万円(前年326万8,000円)で、67万8,000円の減、③幼稚園使用料は11万1,000円(前年22万2,000円)で、11万1,000円の減、④住宅使用料は1,026万8,000円(前年1,142万4,000円)で、115万6,00円の減、⑤学校給食費は221万5,000円(前年229万5,000円)で、8万円の減、⑥幼稚園給食費は7万4,000円(前年11万4,000円)で、4万円の減、⑦児童クラブ利用料は30万3,000円(前年3

1万5,000円)で、1万2,000円の減。

令和3年度滞納額の合計額(諸収入の住宅新築資金等貸付元利収入を除く)は、3,666万9,000円(前年4,028万7,000円)となり、前年度に比べて361万8,000円減少しているが、不納欠損額も104万9,000円(前年1,333万1,000円)であり、依然と滞納額が大きな状況となっている。

町統一の判断基準「未納者に対する取組状況及び不納欠損理由と生活困窮の定義」は、公平性を保つ上で効果的であり、今後それに従い滞納整理を行うとともに、料金など徴収金についても、恣意性が入らないように回収に努められたい。

利用者負担が原則である学校給食費、保育料、児童クラブ利用料等は、今後も未納者を出さないように、積極的かつ小まめな徴収事務により一層努力されたい。

なお、令和3年度から、住宅新築資金等貸付事業特別会計は廃止され、一般会計に継承された。令和3年度の滞納額(諸収入の住宅新築資金等貸付金元利収入)は、1億830万6,000円(前年1億1,257万3,000円)で、前年度と比べて426万7,000円減となっているが、町全体の滞納額は51.9%を占めている。令和3年度の取組は、債権回収業務の弁護士委任が、新規で13件あった。また、令和2年度までに提訴した10件に加え、新たに2件の提訴を行った。今後も計画的に債権回収業務を遂行されたい。

また、令和3年度から、土地取得造成事業特別会計も廃止され、一般会計へ 継承された。引き続き、台帳整備と事務事業を遂行されたい。

4ページをご確認ください。

(2) 歳出。

歳出決算額は40億6,558万円で、前年度に比べて7億7,486万1,000円の減となっているが、主には総務費、教育費の減、土木費、衛生費、民生費の増などによるものである。総務費の特別定額給付金事業は、国の事業終了により、7億5,661万8,000円減。一般財産管理事業は、個別施設計画策定業務終了により、3,138万4,000円の減。財政調整基金積立金は1億4,816万1,000円の増。教育費は、教育施設整備費の教育施設整備事業終了により、1億8,360万円の減。土木費は、除雪委託費が8,898万8,000円の増。衛生費は、新型コロナワクチン接種事業が、7,164万4,000円の増。民生費は、子育て世帯への臨時特別給付金の新規事業が9,270万円の増。児童クラブ運営業務委託費が、3,195万3,000円の増。

予算額に対する執行率は92.7%であるが、翌年度へ繰り越して事業執行

する繰越明許費の繰越額1億7,182万円を含んだ執行率は96.6%である。

普通会計ベースにより、地方債現在高は20億2,083万7,000円(前年22億1,722万1,000円)で、前年度より1億9,638万4,00円減少し、地方債現在高比率は、78.2%(前年90.8%)で、前年度より12.6ポイント低くなった。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、85.6%(前年97.3%)で、前年度と比べて11.7ポイント良化しているが、町の財政は依然として弾力性に乏しく、硬直化しており、危機的な状況にあると言わざるを得ない。

令和4年4月1日に過疎指定がされ、さらには財政危機宣言が発出されていることをふまえ、今後はますます生活に身近な分野の重点施策を選定し、歳入に見合った歳出を原則に、限られた財源の重点的・効率的な配分や、不要な事業見直し等による歳出削減に職員が一丸となって取り組まれたい。

5ページをご確認ください。

- 3、特別会計・企業会計。
- (1) 国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入は8億2,028万円、歳出が7億7,388万9,000円で、差引き4,639万1,000円の残額は翌年度へ繰り越した。滞納額は、不納欠損額74万9,000円(前年353万2,000円)を除くと、1,485万5,000円(前年1,427万1,000円)となり、前年度より58万4,000円増加している。

国民健康保険制度は、適正な保険給付と公平な税負担が求められている。過年度の収納率は24.9%(前年32.0%)と、前年度より7.1%下回っており、滞納額は増加している。

昨年の不用額約2億円に比べると、令和3年度の不用額は約4,700万円と大幅に減った。国保の財政調整基金の積立て約2,000万円や精査による減額だが、最終に補正も見られるので、見極めが難しいと思うが、しっかり積み立てられたい。

なお、令和6年度保険税の算定方法の県下統一化に向け、4方式から3方式 になるため、保険料の改正については順次段階を経ているが、万全に臨んでい ただきたい。

国保税は、公平な医療を受けるための必要な負担であることを被保険者に十分に周知するとともに、税務課においては、納税者に不公平とならないように、的確な賦課徴収を行い、住民人権課においては、給付担当課として適正な資格管理や給付事務の適正化に努め、今後も納付の勧奨のサポートを継続しつつ、収納率の向上に連携を図りながら取り組まれたい。

今後とも、病気の早期発見や早期の治療のために、保健福祉課と連携し、日常生活での健康づくりの支援により医療費の適正化及び抑制に努められたい。 6ページをご確認ください。

(2) 墓地公園事業特別会計。

歳入歳出決算状況。本会計の決算額は、歳入が604万8,000円、歳出が587万9,000円で、差引き16万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

墓地管理料は11万8,000円(前年16万1,000円)の滞納となっている。

整備された墓地396区画中、令和3年度で1区画の返還により、通算218区画が売却され、178区画が残っている。

残区画については、販売が進まない現状である。今後、墓地以外の利用方法 や販売の促進の宣伝等に検討されたい。

7ページをご確認ください。

(3)介護保険事業特別会計。

歳入歳出決算の状況。本会計決算額は、歳入は9億3,880万8,000円、歳出が8億5,836万3,000円で、差引き8,044万4,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

滞納額は、不納欠損額23万5,000円(前年46万9,000円)を除くと、199万8,000円(前年190万6,000円)と、前年度に比べて、9万2,000円増加した。また、現年度普通徴収の収納率は91.5%(前年92.7%)、前年度より1.2ポイント減少、過年度徴収の収納率は25.7%(前年21.3%)と、前年度より4.4ポイント増加した。

保険法負担の公平性からも、滞納者には、平素からこまめな納付指導や接触を行うとともに、時効の中断となる分納誓約書を徴することや、滞納の場合、給付制限の案内をするなど、滞納の未然防止に向け、確実な事務遂行に努められたい。

保険給付費の特定入所者介護サービス費については、予算4,100万円に対して、270万9,000円の減額補正を行っているが、不用額が968万1,000円となった理由としては、施設を利用されている方の居住費や食費等の助成制度が令和3年度に改正されたこともあり、公費の負担が多少減少する見込みであったが、予想以上に制度改正の影響があり、特定入所者の介護サービス費が大きく減少した。

現在、介護保険の考え方としては、認定者数を抑えるのではなく、要介護状態になりそうな人を、早い段階で介護予防事業につなげることで、重症化を防ぐ方針である。そのため、筋力トレーニング教室やサロン事業、コグニサイズ

教室など、利用促進に努める。また、医療・介護サービスにつながらないケース等については、オレンジファイブ(認知症初期集中支援チーム)を活用するなど、適切なサービスにつなげる支援を行い、介護給付費の抑制に努められたい。

8ページをご確認ください。

(4)後期高齢者医療事業特別会計。

本会計の決算額は、歳入が8,027万4,000円、歳出が7,922万円で、差引105万4,000円の残額は翌年度へ繰越した。

滞納額は10万4,000円(前年2万9,000円)と、前年度に比べて7万6,000円増加しているため、今後も納付義務の十分な理解を得られるように、こまめな説明を行い、初期段階での窓口説明や電話連絡等の対応をし、新規未納者の未然防止に努められたい。

特別徴収と普通徴収の割合は8対2ということであるが、滞納額が増加しないように努められたい。

還付未済額は、52万1,000円であるが、処理放置とならないように早期処理を努められたい。

また、令和4年10月から医療機関等の窓口で支払う医療費の自己負担割合が、現行の1割または3割に、新たに2割が追加され、3区分となる。このことから、被保険者証の更新や問合せ等の事務が増えると予測されるため、適時的確な事務処理を遂行されたい。

- 9ページをご確認ください。
- (5) 水道事業会計。
- 10ページをご確認ください。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億3,747万2,000円。営業外収益は3,739万8,000円。支出の営業費用は1億3,090万7,000円。営業外費用は1,196万8,000円。当年度純利益は3,199万4,000円となり、前年度繰越利益剰余金1億7,774万5,000円と、その他未処分利益剰余金変動額2,409万7,000円を合わせ、当年度未処分利益剰余金は2億3,383万6,000円となった。

有収率は、令和3年度では84.4%(前年82.5%)と前年度より2.0ポイント増加しているが、平成21年の91.8%のピークにはまだ届いていない。有収率は、水道経営の根幹をなすものであるから、水道経営の適正化に向けて、水道水の安定した供給に取り組むとともに、不正取水の防止策に最善を尽くされたい。また、漏水調査等を実施し、有収率の向上に努められたい。

滞納額は、不納欠損額の72万6,000円(前年ゼロ円)を除くと、3,759万円(前年3,650万7,000円)となり、前年度より108万3,

000円増加している。長期滞納者には対しては、給水停止を含めた納付指導を確実に実施し、収納率の向上に努められたい。

- 11ページをご確認ください。
- (6) 下水道事業特別会計。
- 12ページをご確認ください。

令和2年4月1日の地方公営企業法の適用から2年が経過した。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は8,591万7,000円。営業外収益は2億3,584万6,000円。特別収益は1,423万7,000円。支出の営業費用は2億4,328万1,000円。営業外費用は5,984万1,000円。その他特別損失は245万8,000円で、当年度の純利益は3,042万1,000円となり、前年度繰越利益剰余金1,668万6,000円と合わせ、当年度未処分利益剰余金は、4,710万7,000円となった。

下水道使用料の滞納額は、不納欠損89万4,000円(前年65万3,000円)を除くと、890万3,000円(前年888万8,000円)であり、前年度に比べて1万5,000円増加し、現年度の収納率は97.5%(前年97.2%)で、前年度より0.3ポイント上回っている。

また、水洗化率は81.6%(前年81.6%)で、水洗化率が増えていない。新築による増と、自然減による増減は変動がなかった。

町の一般会計からの繰入額1億439万9,000円は、他団体も同規模であるが、将来のインフラ整備を見据えて、料金値上げの視野も入れた運営も考えていかれたい。

17ページをお願いします。

7、結論。

令和3年度甲良町一般会計及び特別会計・企業会計歳入歳出決算について 審査をした結果、決算の計数は正確であり、予算執行及び財産管理については、 概ね適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿及び証拠 書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

財政状況は、自主財源に乏しく脆弱な財政基盤で、多くは地方交付税や地方債の依存財源に頼っている現状である。一般会計及び特別会計・企業会計を合わせた地方債の現在高は総額58億9,123万2,000円(前年63億3,062万円)で、前年度より4億3,938万8,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。

令和4年度も、新型コロナウイルス感染症により、経済情勢が不透明であり、 税収等の大幅増の期待はできず、さらなる高齢化に伴う医療・介護等の給付額 の増加やさらなる人口減が見込まれる。財源確保の厳しい状況が継続されるが、令和4年4月1日に過疎指定されたことに伴う財政的な優遇措置について、有効に活用されたい。

健全な財政運営を確立するためには、危機感を持って適切な職員の配置や、 効率的な組織の運営など行財政運営の見直しなど、義務的経費等の抑制に努め られたい。

また、一般会計の不用額が1億4,902万2,000円で、特別会計(企業会計を除く)は1億5,852万8,000円で、合わせると3億755万(前年5億9,167万4,000円)と多額である。前年度よりは2億8,412万4,000円減ったが、今後も不測の事態に備えた一定額の予備費の計上は必要であるが、しっかりと予算計上を行い、各基金の積立てを確実に予算計上するように習慣づけされたい。

さらに、上席者が職員の状況をチェックし指摘していくことや、適切な時期に報告を受け指導できる状況が、健全な組織の運営からも必要である。業務の従事年数が短いことで生じる諸問題もあるので、上席者は属する部署の業務に関する知識の研鑽を積むとともに、全職員については組織運営の基本である報告・連絡・相談を徹底されるよう求める。

徴収金の滞納状況については、前年度より613万円減り、2億854万3,000円となった。町税や使用料・保険料・貸付金等は、町財政における貴重な財源であり、滞納があることは、健全な財政運営を確立できない要因であるとの厳しい状況認識を職員一人一人が持つとともに、権利と義務が果たされる社会秩序を維持するためにも、公平公正な徴収の認識のもと、実効ある収納・徴収業務をさらに進められたい。

具体的には、滞納額をそのまま放置することなく、適時適切な納付督促や納付義務の意識づけを繰り返し行うなど、滞納額が大きく膨れ上がる前に、それぞれの滞納額の原因や実態等を把握し、早期に指導を行うなど、一層収納促進を図るとともに、滞納の未然防止に努められたい。

18ページをお願いします。

また、住宅新築資金は、債権回収業務の弁護士委託などを行っており成果が 見られる。引き続き、行政の責任として町の強い姿勢を示し必要な措置をとる とともに、上席者は担当者任せではなく、担当者を支援し、自ら率先垂範して 徴収等に努められたい。

なお、特別会計への助成金・出資金・繰出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計毎に独立採算がとれるように、適正に処理されたい。

最後に、町行政の信頼の礎は、日々の正しい行政事務執行等の積重ねである。財政危機を回避するために、職員が一丸となって、業務の凡事徹底を図り、

合理化と経費の節減に努められたい。また、無駄のない事業執行に努めるとともに、コンプライアンス(法令遵守)の意識の向上や職場風土の改善を徹底し、職員一人一人が、公務員としての自覚と使命感を再認識し、職務に専念されることを切望して、令和3年度の決算審査の意見の結びとします。

○宮嵜議長 決算審査の報告は終わりました。

ただいま議題となっています認定第1号から認定第7号までの7議案について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています認定第1号から認定第7号までの7議案については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮嵜議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

ここでしばらく休憩します。後ろの時計で15分まで。15分再開します。

(午前11時00分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○宮嵜議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第14 議案第42号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第42号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〇中村総務課長 議案第42号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例について説明をいたします。

次のページ、改正文をお願いいたします。1ページから4ページまでございますので、全てを読み上げず、要点箇所を説明させていただきたいと思います。 1ページでございます。

まず、今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたこ

とに伴い、必要な箇所を改正するものであり、非常勤職員を対象に、取得条件等を緩和し、仕事と家庭生活の両立をよりよい形で実現するためのものでございます。

まず、1ページでございます。

第2条第3号では、育児休業ができる条件を記載しており、この号のアの(ア)では、1歳6カ月を迎えるまでの子を持つ非常勤職員について、後で述べます第3条の2に規定する、出生後8週間までの育児休業を取得するための要件として、8週間経過後6カ月までに任期更新がないことが明らかでないことを記載した改正でございます。

同じくイでは、は第2条の3第3号に定める夫婦交代での育児休業や、特別な事情により育児休業することが必要と認められる場合の育児休業について、 取得を可能とするものでございます。

次、1ページの後段から2ページにかけてでございます。

第2条の3では、第3号アからエで、夫婦交代での育児休業について、続きまして2ページの後段から3ページに入るわけでございますが、第2条の4は、特別の事情がある場合についてそれぞれ育児休業法において条例で定めるとされている部分について、規定をするというものでございます。

続きまして、4ページです。

第3条の2は、これまで育児休業法第2条第1項ただし書で規定されていたところでございますが、改正により、同法第2条第1項第1号になったことで、 従前の第2条の5に規定していたものを削除いたしまして、関連する第3条の 2に改めるものでございます。

第10条の第6号については、育児短時間勤務を申し出る際の様式について、法改正に伴っての従来の育児休業等計画書を使用しないこととなったために、代わりに育児短時間勤務計画書で申し出てもらう方式に変更をするというものでございます。

附則。第1条 この条例は令和4年10月1日から施行する。

第2条 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるというものでございます。

以上でございます。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第15 議案第43号及び日程第16 議案第44号を一括議題 とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第43号 甲良町福祉医療費助成条例の一部を改正する 条例。

議案第44号 甲良町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

〇宮川住民人権課長 それでは、私の方から、2つの条例の一部改正について、 説明させていただきます。

今回の双方の条例につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が法改正されたことにより、これまで後期高齢者医療においては、かかった医療費の1割または3割を医療機関の窓口でお支払いいただきましたが、本年10月1日から、一定以上の所得がある方は、現役並みの所得、課税所得145万円以上の方を除き、窓口負担割合が2割になります。このことにより、本町の双方の条例に関しましても、施行期日に合わせ、文言の整理を含めた条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案第43号 福祉医療費助成条例の新旧対照表の方の2ページ をご覧ください。

今回私が説明しました根本となるところなんですが、第3条第2項の次のページのイのところになります。イのところの第2条第7号イに規定するものと書いておりまして、次の高齢者の医療の確保に関する法律、この法律が一部改正したことによって、文言の整理等をさせていただいたものでございます。

また、併せまして次の条例の方に移らせていただきます。こちらの議案第44号の老人福祉医療費助成条例につきましても、新旧対照表の2ページの方を

ご覧ください。

左手の(2)になりますが、前条第1号イに規定するものの次に、高齢者の 医療の確保に関する法律というものが一部改正したことにより、今回の文言等 の整理も含めた改正を行うものでございます。

以上です。よろしくお願いします。

- **○宮嵜議長** 説明が終わりましたので、併せて質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 法改正のところで、現役並みという所得基準そのものですね。これについては、法律により明記をされているものなのかどうか。これが1点です。もう一つは、町内の方でこの対象者になる方についての人数の掌握をされていたら、ご説明ください。
- **〇宮嵜議長** 住民人権課長。
- **〇宮川住民人権課長** 1番目の質問なんですが、法律といいますか、この以下の 規則等の方で決まっております。

また、人数でございますが、今現在広域の方から確認させていただいておりますのが、1割が約1, 048人、2割が約113人、3割が約21人。ちょっと私ここで約と使わせていただいたのは、実際現在死亡されている等の方もございますので、そこからちょっと差し引いた額が広域の方では分かりませんので、今後こちらの方で差し引いて正確な数字が出てくるということで、細かい数字まで言いましたが、約という言葉を使わせていただきました。失礼します。

- **〇宮嵜議長** ほかにありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 今、人数について、1割、2割、3割が約で、もう一度説明をゆっくりしてもらえますか。
- 〇宮嵜議長 住民人権課長。
- **○宮川住民人権課長** まず、保険証といいますのは、県の後期高齢の連合会からの数字をいただいております。まず、1割の負担になる方が1,048人、2割になる方が113人、3割になる方が21人の予定でございます。
- ○宮嵜議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

- **○宮嵜議長** ないようですから、これで質疑を終わります。 まず、議案第43号について、討論はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 共通して討論いたします。

先ほど、質問に答えていただいたように、所得基準、現役並みの基準自体は

法律に明記されていません。ですから、規則によって決められていますので、 規則の変更によってそれがこの金額が課税所得145万円ですね。これが下げ られるということがあり得るわけです。この点でも、容認できません。

それから、現役並み、これが課税所得ですけれども、1人世帯でいいますと、 基礎控除をプラスしますので184万円、つまり200万円以下の方について、 もうこの2割の負担が強いられるということになります。その点でも、これは 容認できるものでありませんので、反対討論といたします。

まさに、社会保障制度の改悪の一歩と、これは大きな一歩です。全国的には数字は定かでありませんけれども、相当な方が対象になってくる。甲良町でも、2割の負担になる方が113人発生してくるわけですから、そして3割負担が21人というように高額であるのか。1,000万円や2,000万円の所得ではありません。こういう水準でもこうなるということですので、反対の討論とさせていただきます。

○宮嵜議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第43号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、議案第44号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第17 議案第45号から日程第23 議案第51号を一括議題 とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第45号 甲良町立認定こども園の設置等に関する条例、 議案第46号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例、議案第47号 甲良町立学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例、議案第48号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例、議案第49号 甲良町町立保育園の設置等に関する条例 を廃止する条例、議案第50号 甲良町保育センターの設置等に関する条例を 廃止する条例、議案第51号 甲良町立幼稚園使用料条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

〇宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

教育次長。

〇中川教育次長 議案第45号、甲良町立認定こども園の設置等に関する条例です。

まず、提案理由でありますが、平成26年に認定こども園法が改正されておりまして、新たに幼保連携型認定こども園として、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設を創設できるようになっています。

甲良町の場合ですと、幼稚園、保育園がもう既に併設され、実態は幼保連携型認定こども園としての機能、運営がされているのが実態であります。

そんな中、国において令和5年4月1日から、こども家庭庁設置法が施行されまして、厚生労働省の子ども家庭局、内閣府の子ども子育て本部などが中核になって、保育所と認定こども園の機関も、厚生労働省と内閣府から、それぞれ家庭庁へ移管されることになりました。よって、このタイミングで、法的位置づけを持つ甲良町立認定こども園の設置に関する条例を制定いたしたく、今回提案させていただくものであります。よろしくお願いします。

それでは、議案書の方をお願いします。条文自体が短いので朗読で説明します。

甲良町立認定こども園の設置等に関する条例で、第1条で設置であります。 小学校就学前の子どもに対し、教育及び保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て家庭に対する支援を行うため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を設置する。

第2条で、名称及び位置ですが、甲良東こども園、住所が甲良町大字横関32番地。もう一つが、甲良西こども園、甲良町大字呉竹53番地であります。 第3条で、事業ということをうたっています。 1項で、法第9条に規定する目標を達成するための教育及び保育。

2項で、法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、町長が必要と 認める事業。

第3項で、前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事業。

4条で、入園資格を規定しております。

1項で、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に該当する児童。

第2項で、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に該当する児童。

第3項で、子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に該当する児童。

第4項で、前2号または前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める児童。

第5条で、保育料の規定をしております。

認定こども園に入園する児童の保護者は、認定こども園の利用に係る費用と して、規定で定める保育料を納付しなければならない。

第2項で前項に規定する保育料の額は、子ども・子育て支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額を上限とする。 次の裏のページお願いします。

第3項で、町長は、前項に定めるもののほか、事業の実施に伴い必要となる 費用の実費相当額を徴収することができる。

第6条で、保育料の減免または免除の規定を設けております。

町長は、保護者が災害または疾病のため多額のやむを得ない支出をした場合には、保護者の申請により、その実状に応じ保育料を減免することができる。

第2項で、町長は、1カ月間、教育又は保育を受けなかった者には、当月分の保育料を免除することができる。

第7条に、職員の規定がありまして、認定こども園に園長及び必要な職員を置く。

第8条、委任です。この条例に定めるもののほか、認定こども園に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

続きまして、議案第46号から議案51号につきましての提案理由は、主に 今説明させてもらった、甲良町立認定こども園の設置に関する条例を制定する 関係で、文言の整理なり既存条例の廃止などが主な理由であります。

これも順次議案書で説明させてもらいます。

まず、議案第46号です。甲良町使用料条例の一部を改正する条例です。 以下、めくってまいりまして、別表第2、1の表の中の改正でありまして、 1、甲良東小学校、2、甲良西小学校、3、せせらぎ夢空間、4、甲良中学校、 5、甲良東幼稚園、6、甲良西幼稚園、7、甲良第1保育園、8、甲良第2保 育園、9、長寺老人憩の家という項目がありまして、あと建物を使用する場合、 野外の施設を使用する場合という記載があります。この部分は変更がありませ ん。

それを下の文言整理で、1、甲良東小学校、2、甲良西小学校、3、せせらぎ夢空間、4、甲良中学校、5、甲良東こども園、6甲良西こども園、7、長寺老人憩の家に改めるものでありまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものです。

続きまして、議案第47号 甲良町立学校の設置等に関する条例の一部を改 正する条例であります。

1枚めくっていただきまして、甲良町立学校の設置等に関する条例の一部を 次のように改正するということで、第1条中「第22条、」及び「、幼稚園」 を削る。

第4条を次のように改める。

第4条 削除。

別表3を削る。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

次に、議案第48号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用 弁償に関する条例の一部を改正する条例です。

これについても、別表の改正であります。

幼稚園嘱託医師年額3万円、幼稚園嘱託歯科医師年額2万5,000円、保育園嘱託医師年額3万円、保育園嘱託歯科医師年額2万5,000円を、こども園嘱託医師年額6万円、こども園嘱託歯科医師年額5万円、こども園嘱託薬剤師年額4万円に改めると。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものです。

次に、議案第49号 甲良町町立保育園の設置等に関する条例を廃止する 条例であります。

甲良町町立保育園の設置等に関する条例は廃止する。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第50号 甲良町保育センターの設置等に関する条例を廃止する条例です。

議案書をお願いします。

甲良町保育センターの設置等に関する条例は廃止する。

附則。この条例は令和5年4月1日から施行する。

議案第51号 甲良町立幼稚園使用料条例を廃止する条例です。

甲良町立幼稚園使用料条例は廃止する。

附則。この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上です。よろしくお願いします。

- **〇宮嵜議長** 説明が終わりましたので、併せて質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 認定こども園への移行についてですけれども、公から民へという大きな流れの中で、待機児童の大量発生が社会問題になりました。そういうところから認定こども園、つまり基準を緩和して、狭い場所でも、運動場の広さ、それから1人当たりの面積などが緩和されて、そして都会を中心に認定こども園が大量に設置をされることになったことが大きな背景になっています。

甲良町内においては、広い面積やそれから敷地を十分確保しているという状況がありますけれども、法の制度そのもの背景がそうなっています。

そこで、2点お尋ねします。

民間委託を行いやすいようにというのが1つの法律上の要件になっています。動機になっています。そこで、甲良町としては、民間委託に移行するということについては、動機でないということが言えるかどうか、見解を尋ねたいと思います。

それから、保育士などの設置基準ですね。これが元々実態に合わず、大変人数上も制限されています。その点でも、安全な保育を確保していく上で、保育士、それから安全施設の整備等、これにも万全を期していくということが求められていると思いますので、この2点について見解をお願いします。

- 〇宮嵜議長 教育次長。
- **〇中川教育次長** まず、民間委託の件ですが、今のところそういうことは想定しておりません。

2点目の設置基準のことですが、全協でも話がありましたので、ちょっと再度調べましたら、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律というのがありまして、そこの13条で設備及び運用の基準というのがあって、まず滋賀県が幼保連携型こども園の設置運営に関する基準を条例で定めると。県の。その条例の中身は、主務省令で定める基準を参酌するということで、滋賀県で条例が定められています。その13条の2項の第4項で、幼保連携型認定こども園の設置者甲良町は、まず第1項の基準を守らなければならないと。その基準を守らんとあかんよというふうに、まず法律で決められていまして、それが守られているかどうかということで、第16条で設置等の届出ということで、市町村は幼保連携認定こども園を設置しようとするときは、あらかじめ滋賀県知事に届けなければならないというような仕組みになっていますので、設置基準等は法令に決められたとおりにしていかないとできないというようになっています。

以上です。

〇宮嵜議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第45号から議案第51号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇宮嵜議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第24 議案第52号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第52号 財産の無償貸付につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〇西村産業課長 議案第52号 財産の無償貸付につき、議決を求めることについて。

おめくりください。

財産の無償貸付につき、議決を求めることについて提案させていただきます。 下記のとおり、財産を無償貸付することについて、地方自治法第96条第1 項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、財産の種類、土地(道の駅せせらぎの里こうら敷地内電気自動車用急速充電設備敷地及び案内標識敷地)。
 - 2、財産の所在地等。
 - (1) 所在地 滋賀県犬上郡甲良町大字金屋1549番地4。
 - (2) 地目 宅地。
 - (3)面積 1万371.82平方メートルのうち46.86平方メートル。
- 3、相手方 東京都港区三田3丁目11-36三田日東ダイビル4階 株式会社e-Mobility Power 代表取締役社長 四ツ柳尚子。
 - 3、貸付期間 令和4年9月23日から令和9年9月22日まで。

以上です。よろしくお願いします。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第25 議案第53号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)。 上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案理由の説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 議案第53号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第4号)についてご説明させていただきます。

予算書の方、裏面の方をお願いいたします。

この補正につきましては、歳入歳出それぞれ1億6,852万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億9,435万2,00円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、第2表でご説明の方をさせていただきます。 1ページの方をお願いいたします。

まず、歳入の部でございます。9款 地方特例交付金、補正額82万8,00円。10款 地方交付税、補正額8,227万4,000円。14款 国庫支出金、補正額5,936万3,000円。15款 県支出金、補正額693万円。16款 財産収入、補正額841万円。18款 繰入金、8,486万8,000円減額。19款 繰越金9,602万5,000円。20款 諸収入、補正額1,127万8,000円。

おめくりください。

21款 町債、補正額1,171万3,000円減額。

歳入合計。補正額1億6,852万7,000円でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。1 款 議会費、補正額5,000円。2 款 総務費、補正額9,774万2,000円。3款 民生費、補正額1,059万5,000円。4款 衛生費、補正額147万7,000円。6款 農林水産業費、補正額205万6,000円。7款 商工費、補正額1,045万8,000円。8款 土木費、補正額1,414万2,000円。

おめくりください。

9款 消防費、補正額261万1,000円。10款 教育費2,944万 1,000円。12款 公債費、補正額ゼロ円。

歳出合計1億6,852万7,000円。こちらは歳入合計と同額となって おります。

5ページの方をお願いいたします。

地方債補正。変更でございます。起債の目的。臨時財政対策債、1,171万3,000円の減額。限度額。補正後額3,115万7,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **○宮嵜議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 西澤議員。
- ○西澤議員 まず、13ページ。順次お答えください。

北方領土返還要求県民会議の目的、活動内容などが分かるペーパーの提出 を願いたいというように思います。それが1つです。

2つ目は、全協でも質問しましたけれども、甲良米ブランド化推進事業委託、 これはどこに委託、委託先とそれからその内容について説明をお願いします。 また、文書があれば提出を願いたいと思います。

14ページですね。実態調査委託は、どういうものなのか説明願います。

それから、自然災害の支援金は、議員提案の雪などの軒先の破損などに対するものですけれども、従来のものの枠を超えて申請があったものについて、補正で対応するものだと思いますので、説明をお願いします。

それから、18ページの上の補助金返還金の中身をご説明願います。232 万1,000円ですね。

それから、19ページの農業用燃料高騰対策支援事業補助金。これの補助事業の内容について、対象など分かるものを説明願います。

それから、その下の商工費の甲良町事業者支援給付金1,000万円の内容 を説明願いたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

- 〇宮嵜議長 局長。
- ○橋本事務局長 ではまず、最初の北方領土返還要求運動滋賀県民会議ですけれども、設置の目的は、県民会議は我が国固有の領土である北方領土の返還促進について県民意識の高揚を図ることを目的としております。

資料につきましては、また委員会の方でお配りをさせていただく予定です。

- 〇宮嵜議長 企画課長。
- ○熊谷企画監理課長 次に、13ページの甲良米ブランド化推進事業委託につきましては、こちらの目的につきましては、全国的に米の消費量が低下する中、原油高肥料高といった中で、農業の経営の厳しさが増す中、さらにコロナ禍において消費が減少し、かつ米価が下落する状況が全国的にありまして、そちら甲良町におきましても、同様の状況にありまして、甲良米のブランド価値を戦略的にPRし、地域との差別化を図り、消費喚起を図ろうとするものでございまして、委託先につきましては、昨年度、大学との連携協定を設けました摂南大学が、農業専門の先生等もいらっしゃるということでそちらの方への委託を予定しているところでございます。

それから14ページの1番上の実態調査業務委託、こちらにつきましては、 昨年の議会の中でも、甲良町の公共交通、主にバス運営等につきまして、年間 約1,000万円の多額の補助金を湖国バスに出しているというような状況に つきまして、その状況を見直し新たな公共交通の在り方を検討する必要がある のではないかといったようなご意見、ご質問もいただいている中、こちらにつ きましても連携協定を結んでおります大学の方で、大学の先生が連携しながら そういった調査連携ができるのではないかといったようなことでご相談もさせ ていただく中で、研究委託といったようなことで実態調査、それから新たな公 共交通の在り方といったようなことを研究調査していただくというようなこと での計画を予定しているところです。

- **〇宮嵜議長** 総務課長。
- ○中村総務課長 14ページでございます。住宅支援災害支援金でございます。 こちらにつきましては、西澤議員おっしゃいましたとおり、議員提案のところ でございまして、当初1,000万円予算計上しております。今現在9月1日 時点で129件の申請をいただいておるというところで、1,000万円を超 える部分についての補正ということでございます。
- 〇宮嵜議長 保健福祉課長。
- 〇山崎保健福祉課長 18ページ上段の補助金等返還金232万1,000円で ございます。こちらは、昨年度の子育て世帯臨時給付金の実績によります額の 確定によります返還金になります。子ども1人分の5万円でしたので、45名 分と、事務費分の7万1,000円の返還金となります。

以上です。

- 〇宮嵜議長 産業課長。
- ○西村産業課長 19ページのまず1番上、農業用燃油等高騰対策緊急支援事業補助金につきましては、これもまた山田裕康議員が一般質問されていますので、ちょっとその中でも回答させていただくんですが、一応認定農業者さん、また農事組合法人さんを対象に、燃油高騰分の支援を行うと。国のコロナの交付金、それから滋賀県も、町が事務をするんですが、県と町で事業を支援するということになります。これは1,000万円のうち、500万円を燃油高騰分として計上させていただきまして、残り500万円につきましては、肥料高騰について、これも最近また国の制度の方がまとまってきましたので、肥料高騰分に対する支援を考えております。

それから、同ページ中段にあります甲良町事業者支援給付金につきましては、こちらも昨年度実施させていただいたんですが、中小企業、個人事業主さんで収入減少3割以上が発生した方に対して、一律10万円を補助すると。100件分で1,000万円を見ております。

ただちょっともう一つ条件がありまして、滋賀県の事業者支援給付金第4期というのが8月末を締切りに終わったんですが、この事業者支援給付金、これも条件は一緒です。3割以上減少ということで滋賀県で支給を受けられた方、これを条件として、甲良町としてもコロナの交付金を活用して支給するというものでございます。

以上です。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 分かりました。概略が聞きたかったので、委員会それぞれ、この案件は委員会に付託されていますので、今言われた内容をまとめてペーパーでぜひ書面で出していただきたいというふうに思いますけれども、よろしいですか。
- ○宮嵜議長 そのようにお願いします。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付している議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○宮嵜議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第26 議案第54号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第54号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正 予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

〇宮川住民人権課長 それでは、予算書の表紙裏面をご覧ください。

令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,662万円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,591万1,000円とするも のでございます。

続きまして、1ページをご覧ください。

歳入歳出予算補正ございます。歳入の部。4款 県支出金、補正額23万1,

000円。7款 繰越金4,638万9,000円。

歳入合計4,662万円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出です。1款 総務費、補正額16万5,000円。6款 保健事業費ゼロ円。7款 基金積立金2,000万円。9款 諸支出金526万7,000円。10款 予備費2,118万8,000円。

歳出合計額は、歳入合計額と同額でございます。よろしくお願いします。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第27 議案第55号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

〇橋本事務局長 議案第55号 令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正 予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

〇宮川住民人権課長 それでは、予算書表紙裏面をご覧ください。

令和4年度甲良町墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84万円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算補正。歳入でございます。1款 繰越金、補正額15万9,000円。歳入合計15万9,000円。

2ページをご覧ください。

歳出です。1款 墓地公園管理費、補正額1万7,000円。3款 予備費 14万2,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第28 議案第56号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

〇橋本事務局長 議案第56号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正 予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 それでは、表紙裏面をお願いいたします。

令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)です。

歳入。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,153万1,00 0円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億6,766万3,

000円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

歳入。7款 繰入金、補正額108万8,000円。8款 繰越金8,04 4万3,000円。歳入の補正額合計が8,153万1,000円です。 次ページをお願いいたします。

歳出です。1款 総務費、補正額126万2,000円。4款 基金積立金 2,086万9,000円。6款 諸支出金4,440万円。7款 予備費1, 500万円。歳出合計額8,153万1,000円で、歳出合計は歳入合計額 と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第29 議案第57号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

〇橋本事務局長 議案第57号 令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会 計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

〇宮川住民人権課長 それでは、予算書表紙裏面をご覧ください。

令和4年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ96万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,568万7,000円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

歳入歳出予算補正。歳入です。4款 繰越金、補正額96万円。歳入合計96万円。

2ページをご覧ください。

歳出です。3款 諸支出金、補正額24万1,000円。4款 予備費71万9,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。よろしくお願いいたします。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第30 議案第58号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

〇橋本事務局長 議案第58号 令和4年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長。

○村岸建設水道課長 それでは、予算書裏面をお願いいたします。

令和4年度甲良町水道事業会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。

資本的収入及び支出の補正でございます。令和4年度甲良町水道事業会計予算第4条本文括弧書き中、不足する額1億215万8,000円を不足する額1億515万8,000円に当年度損益勘定留保資金7,015万8,000円、減債積立金3,200万円を過年度損益勘定留保資金2,792万6,000円、当年度損益勘定留保資金4,523万2,000円、減債積立金3,200万円に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。第1款 資本的支出、第2項 建設改良費において、補正額300万円。1ページをお願いいたします。

内訳といたしまして、支出の部の1款、2項、2目 配管設備工事費において300万円の補正を行い、3,430万円の予算額とするものでございます。 どうかよろしくお願いいたします。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第31 諮問第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める ことについて。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、意見を求めるものであります。

人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、次の方を人権擁護委員候補者として推薦をいたしたいので、意見を求めるものでございます。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字小川原374番地。

氏名 中野雅代氏。

生年月日 昭和27年6月16日でございます。

中野さんにつきましては、長年、教職員として勤務をされておりまして、退職後も非常勤職員として学校現場に勤務をされてきたところであります。町内におきましては、こうらスマイルネットの常任委員、健康推進員、地域の福祉、教育等、幅広く活動をされています。

人権擁護委員でございますが、現在2期目の擁護委員をしてもらっております。続けて人権擁護委員活動に活躍できるという方でございますので、続けてお願いしたいということで推薦するものです。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。

お諮りします。本候補者を適任者と認めることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての議会の意見は適任者と認めることに決定しました。

次に、日程第32 同意第3号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和4年9月5日。

甲良町長。

○宮嵜議長 本案に対する提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 同意第3号 甲良町教育委員会委員の任命につきまして、同意を

お願いするものでございます。

教育委員会委員に、次の方を任命いたしたいので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律の定めによって、同意をお願いするものでございます。

住所 滋賀県犬上郡甲良町大字金屋787番地。

氏名 新家 美靜氏。

生年月日 昭和39年2月4日。

新家さんにつきましては、県内の高等学校に家庭科教員として勤務をされて、現在も非常勤講師として勤務を続けられております。本町におきましては、 平成28年12月から民生児童委員でご活躍をいただいておりますし、教育、 それから福祉全般、活動いただいている方で、現在教育委員をお勤めいただい ている方でございます。適任者でありますので、再任としてご同意をいただき ますようお願い申し上げます。

○宮嵜議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

〇宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

- ○西澤議員 教育行政は政治の動向、特に左右の揺れに対して忖度する、ないしはそれに左右されることがあってはなりません。しかも、子どもたちの成長、人格の形成、これが非常に大事なところですので、その分野を担っていただくことを求めて、賛成討論とします。
- **〇宮嵜議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって同意第3号は同意されました。

次に、日程第33 請願第2号を議題とします。

本請願については、紹介議員の西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 それでは、請願書を読み上げまして、提案理由、提案説明とさせていただきますので、よろしくお願いします。

高齢者の補聴器購入町補助制度を求める請願。

甲良町議会議長 宮嵜光一様。

2022年(令和4年)8月24日。

請願者 犬上生活と健康を守る会。住所は豊郷町三ツ池196-9。代表ではありませんけれども、名前が添えられています。松元仁子氏。甲良町池寺547番地です。

請願趣旨。

加齢による難聴は誰しも起こり得る現象です。耳の聞こえが悪くなることにより、聞き返しが多くなったり、聞き誤りが多くなったりして、コミュニケーションが図りづらくなります。

そのために、高齢者は会話の不満足による「孤独感」や「疎外感」、自分はいない方がよいといった「被害感」などを感じていると言われています。

その結果、外出を嫌がって家に閉じ籠もりがちになったり、家族とも話したがらないといった傾向が現れたりし、心理的な影響とともに身体的な影響が現れてきます。

本町では、介護予防事業も取り組んでいます。しかし、高齢者の月額標準介護保険料は6,900円で、滋賀県19市町村平均介護保険額より773円も高い実態です。

難聴は、自立した生活を阻害する1つの要因です。難聴が原因で閉じ籠もりになり、フレイル、壊れやすい高齢者という意味です。認知症の発症、進行のおそれがあり、自立した生活ができなくなり、介護申請に至ってしまいます。

高齢者の認知症予防、健康寿命の延伸、医療費抑制につながる補聴器購入町補助制度の創設をすることを強く要望します。

地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

請願事項。

- 1、高齢者の自立支援施策として、補聴器購入補助制度を創設すること。
- 2、国の制度として「障害者総合支援法」で購入補助制度はありますが、高齢者の場合、この制度を活用することが難しい状況です。身体障害者手帳の取得を要件としない高齢者の難聴に対し、一部補助をする新たな制度創設を国に要望してください。

こうなっています。2つの請願事項がありますので、町に対する決議と、それから関係機関、国の関係機関に対する意見書というように、もしこの請願が採択されれば、なります。2種類の方向での請願が出ていますので、もうこの方向で処理をしたいと思います。

私も難聴の方、実際に接している方、2人おられます。確かに日常会話が非常にやりにくい。それから、その方がよく言われるのは、「もう早う迎えに来

てほしい」、こういうように疎外感、それから孤独感に襲われていることが時々 見受けられます。日常的生活としてはよく頑張っておられるんですけれども、 そういう内容ですね。

しかも、補聴器は非常に格安があったり、数万円で購入できるものもあれば、 チラシをよく見ますと、60万円、70万円、高性能というようになります。 なかなか手が出ないというのが実態ですし、それから補聴器をつけても、慣れ ることが大事になっています。そういう点でも、国の制度、それから町の補助 制度が整備されれば、購入しやすい、それからつけやすい、お医者さんにアド バイスをもらえる、こういうところにも進んでいくと思いますので、つながっ ていくと思いますので、ぜひ請願に議員諸氏の皆さんがご賛同いただきますよ う、よろしくお願い申し上げます。

〇宮嵜議長 ここでお諮りします。これより審査願います。請願第2号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

〇宮嵜議長 異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決定しました。

説明が終わりましたので、質疑はありませんか。 木村議員。

〇木村議員 全協のときに聞こうかなと思っていたんですけど、ちょっと聞きづらかったので、申し訳ございません。

この補聴器の件は、今も西澤議員の説明を聞いておりますと、私の行く道かいなというふうにも思って聞いておりました。ところがちょっと気になったのが、今現在というか、毎年変わっていく人数であるんだと思うんですけど、対象と思われるのはどれくらいの、甲良町においての対象者はどれくらい思ってはるのかな。分かればお願いしたいのと、今言いました数万円の補聴器から数十万円の補聴器までいろいろあったかと思うんですけど、どれくらいの金額の補助を希望、期待しておられるのか、ちょっとその2点だけお願いします。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 木村議員の質問にお答えしたいと思いますが、定かなところは分かりません。65歳以上の方が2,000人超えると。2,300人やったかな。おられます。そのうち、全部が全員が対象になるということではありませんし、難聴に進んでいくというのは、突発性難聴もあります。それから加齢性の難聴もあります。

突発性の場合は、30、40でもなるそうですね。年を重ねることには関係なく、突発性難聴は発生をしています。この突発性については、対応が別にな

ってくるそうです。早く対応をすれば、3日以内と言われていますけれども、 早ければ早いほど回復すると言われています。

しかし、加齢性の難聴は、神経性のそれぞれ機能が落ち込んでいるところからいますので、その点では人数は定かに分かりませんが、こういう制度がありますよと言えば、数十人、50人とかいう方が対象で手を挙げてこられるかなと思いますけれども、そこは分かりません。

100人、200人になる場合もありますし、その予算との関係がありますので、補助の金額ですけれども、一緒に例で載せて資料として配布されている8月19日付の私どもの「しんぶん赤旗」に上限4万円と、所得制限なしというように書かれています。ここは議会とそれから行政との間で協議をしながら、適切な金額が設定される。そして、上限についてもどういう補助要綱をつくるかというのは、協議の中で決められていくとように思いますので、その方向、つまり補助制度を口開けとしても、1万円にしても、それから2万円にしてもやっぱり実施をしてほしいと。これが社会的な応援メッセージになってくるのではないかと思いますので、もうその点、考えております。よろしくお願いします。

〇宮嵜議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで質疑を終わります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○宮嵜議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第2号を採決します。

お諮りします。本請願を採択することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○宮嵜議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、請願第2号は、採択することに決定しました。

ここで、昼休憩にします。再開は、1時50分より再開します。

(午後 0時25分 休憩)

(午後 1時50分 再開)

○宮嵜議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第34 一般質問を行います。

発言通告書は提出されていますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問時間については、会議規則第56条第1項の規定により、1人40分以内とします。ただし、質問の途中で

あれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問 してください。

なお、答弁する人も、簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、7番 丸山議員の一般質問を許します。

7番 丸山議員。

○丸山議員 それでは、早速質問に入らせていただきます。時間も大分回っているということで。今日は、町民の皆さんの声を聞きながら質問したいと思います。それと、3つ目の質問に関しては、いつも私が言ってる行政の声も聞きながら、議会運営を努めていきたいという私の思いでもありますので、そういうような思いを込めて質問をしたいと思います。

まず、最初に総合グラウンドの使用料、料金のことについてですが、昨日ちょっと全協のときに、値段のことをちょっと調べておいてというのをちょっと頼んでおいたと思うんですが、私がこの質問するのも、建設課の方には、その時行かせていただきましたが、非常に少年野球の来られている、試合に来られている父兄というのか、親御さん、非常にマナーが悪い。何か緊急で、あのときちょうど3連休か何かで、墓参りとかに帰ってくる人たちが、墓参りも行くのに車が通れなかったと。誰が呼んだかちょっと分かりませんが、パトカーまで来ていた。110番通報があって。ただ、そういったこともありますので、この質問をさせていただくんですが、やっぱり総合公園、やっぱり使うにつけて、ある程度ルールは守っていただきたいなという思いもありますので、今後あのようなことがあってはいかんという思いもありますので、この質問をさせていただきますが、ちょっとこのあいだ全協でも、課長の方には頼んでいたと思うんですが、まず使用料の料金について、近隣、ちょっと分かったところがあれば教えていただきたいなと思うんです。

- **〇宮嵜議長** 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 近隣、様々グラウンドの形態が変わっておりまして、まず 愛荘町の方につきましては、1時間当たり平日でしたら920円というような 形のものであります。
- **〇丸山議員** 昼間ね。もちろん。ナイターやなしに昼間のことやね。
- ○村岸建設水道課長 昼間です。ナイターを使われていると、やはり金額の方がかなり上がっていまして、照明料も920円。土日については、1,540円の料金となっております。

また、多賀町の方におきましては、様々なグラウンドがありますけど、まずグラウンドの方は午前の部でしたら、町内料金と町外料金を変えておられまして、1,000円と1,500円というような形のものとなっております。

また、彦根市の方のグラウンドにつきましては、野球場の方になるんですけ

ど、午前、これは時間ではなくて、午前8時から12時半までしたら4,700円。昼の12時半から17時まででしたら6,280円と金額の方が設定されております。

また、豊郷町におきましては、グラウンドの方においては、料金の方が30分単位で運動場の方を200円という形で設定しておられるというので、夜間の場合については、同じく30分単位で1,700円というような形の料金設定となっております。

〇宮嵜議長 丸山議員。

○丸山議員 そうしたら課長、この間の資料4の料金設定を見せてもらっているんやけれども、これ見てても町外がこれ、ナイターなんかも800円、めちゃめちゃ安いですよね。今、グラウンドの使用料なんかやったらもう500円。やっぱりたくさんの人が来られると、当然、細かいことを言うてなんですが、トイレの使用、もちろん手洗いがあるから水道も使います。それからまた、最終的にごみはごみ箱に捨ててもらっていると思うんですが、ごみの最後清掃、トイレの掃除、そういうのはやっぱりシルバーさんに委託していますよね。

それと、やっぱりグラウンドの砂なんですけどね。前、これは大橋久和さんが監督しているときでも、1年に1回、大型トラックでやっぱり1台か2台の砂を入れていかんと、どうしても砂が減る。

そういうことから考えたら、とても今この料金ではやっていけないと。やっていけないというか、もう駄目ですよね。どう見ても。やっぱり料金の見直し、やっぱりするべきではないかなと思うんです。

それとやっぱりそれにつけて、今言う、今回のこの間の事件、事件というか、 思いはやっぱりこの路上駐車ね。やっぱりああいうマナーは各団体チームには 守っていただける。まだ、今、完全な、この間も、ここはグラウンドゴルフ場、 ここは屋根つきのグラウンドゴルフ場とか、ここは野球場というあれが印がつ けていませんと、これからというのは聞いていますけど、やっぱりこれ今後の ためにね。ナイターなんかやったら800円、これは電気代にも多分ならない と思うんですよね。そういったところで、やっぱり今後しっかりして。

それから団体名の申込みね。今正直、この間やっと分かってくれたと思うんですが、今、甲良町としては、少年野球としましては、西学区も東学区も、子どもの野球する子どもたちが少な過ぎて、とても西学区と東学区が合併しても、1つのチーム、9人がつくれない。だからそういう状態で、この間、課長も言うれくれたように、豊郷に入り、多賀に、彦根に行く人もいれば、甲良町の子どもというのは何人かはいるんですよ。いるんですけど、1つのチームがつくれないという中ですので、あちこちに行っております。

そういった中で、最初私が建設課に行ったときは、その今言われている元監

督かな。連盟の監督になった大橋さんね。お名前で申込みがあった。それに関して、町のチームがないのにそのときは無償であったとかという話もありましたけど、やっぱりそれはきっちりと調べて、団体名、何で使う、時間、何日間使う、やっぱりこういうところをはっきりと今後調べて貸していってほしいなと。

いうのと、まずはとかくやっぱりごみの問題じゃなしに、ごみの問題もあるけど、路上駐車。マナーを守る。各団体には必ずこれを貸す、申込みがあった時点で、お願いをしたいなと、そういう思いです。というのは、秋の大会まで結構まだずっと土日は使わるみたいなことを聞いたことありますので、その辺のことを今後どのように考えられますか。

- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 おっしゃっておられる通り、一部利用団体の方で、もう人数が休止しているにもかかわらず、申請がそのままあり、許可をしているものがありました。このために、許可の取消しを行ったところでございます。

しかしながら実際問題、議員のおっしゃるとおり、路上駐車が非常に多いということと、マナーが悪いということで、その団体の方に聞き取りの方をさせていただきまして、今後そのようなことがないようにということを注意させていただいたところでございます。

また、この休みの方についても3連休が9月にありますので、そちらの方も 他府県からの団体の利用申込みがございまして、そういった場合につきまして も、駐車場が限られているということで注意をさせていただいて利用の方の促 進を図ってまいりたいと思っているところでございます。

適正な料金の徴収ということにつきましては、やはり青少年の健全育成ということを目的として活動なされているということと、そういったことを鑑みながら、この利用料金の方については、今後検討の方、してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

- 〇宮嵜議長 丸山議員。
- **〇丸山議員** 課長、よく分かりました。そういうふうな、今後やっぱりああいうことがないように、きっちりとマナーの方を守っていただくように、申し込むときは必ず言ってほしい。

それとやっぱり駐車場もどう言っていいのかな。もちろん、下からいうとナイターのところ一番広い駐車場があると思うんですよ。そこを少年野球の団体で使われるとして、その1つまた上に上がると、屋根つきのドーム型のところの駐車場。あそこの周りは、一般の小さな子どもが、親御さんが連れて、天気がいいとやっぱり滑り台とブランコを利用しに来られる方もいるんですよ。ただ、その方たちも、あそこで第2というか、駐車場まで、駐車場満ぱん。だか

ら、止める場所がないんですよね。

だから、そういうようなところはやっぱりあくまでも少年野球は下だけの駐車場に抑えてもらう。そうなると、また車も団体さんも、今まで3台で来ていたところを2台にしてもらえるかもわかりませんので、そういうとこはちょっと決まりというか、それもつけてあげてほしいね。

というのは、前から言ったように墓地公園の上なんかでも、止めている人もいるんですよ。ただ、墓地公園のところまで止められると、本当に天気がいいと墓参りとかにやっぱり来られる人がいる中、あそこまで車を止められると、やっぱり大変やなということをこの間も聞いておりますので、その区分けというか、あくまでも一番上は墓地公園の駐車場。それから、その1つ下へ下がってくると、ああいう遊具とかの小さな子どもを連れてこられる家族さんたちの駐車場にという思いで。だから、野球に関してはあくまでも下だけとか、そういう決まりが今ないんですが、決まりを早いことつけていただきたいなという思いであります。

それと課長、この間もここに書いてあるんですが、資料4にね。ゲートボール場、ゲートボールもそうなんですけど、これ町内は100円で町外が200円。これはゲートボールの相場というのは、そこの私が知っている滝の宮グラウンドゴルフ場なんかは1人300円かな。そういう値段が出ているはずなんですよ。

そういった中でゲートボールに関しては、正直、甲良町の13集落の中で、 私の知っているところだけで分かるんですが、長寺区呉竹区としては、小さな 公園というのはもう今ありますよね。課長。そういった意味で長寺西区が、西 区の高齢の方がグラウンドゴルフなんかでも行っているんですが、これは各集 落にグラウンドがある集落はいいとして、長寺西区に関しては、グラウンドゴ ルフをするにしても小さな公園が集落の中にはないんですよね。

だから、これ町内100円というのはもういいんですが、いっときはそこの道の駅の調整池のところも、13集落、月に2回は無料で使えるという、今もうドックランになってもう無理ですけどね。当時はそういうようなことがありましたね。そんな感じで、長寺西区に関しては、公園がないわけでありますので、この100円の徴収をどうやこうや言うわけでもないんですが、長寺西区に関してはこれは無償に今のところは、公園がない間はしてあげてもらえないかなという思いです。

- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 近隣の多賀町のグラウンドゴルフ、ゲートボールじゃなく、グラウンドゴルフ、議員のおっしゃるとおり、町内町外で、一般200円、300円というような形で料金設定をなされておられます。やはり、地域に応

じて、そういった運動ができる場所がある、ないがございますので、そのあたりについては、先ほど料金設定のときの検討課題の一つとさせていただきたいと思っております。

- 〇宮嵜議長 丸山議員。
- ○丸山議員 課長、今急にその答えを出せと言うのは無理なことだと私も思っています。今後、課題としていまして、今のところは長寺西区では、グラウンドゴルフをする場所というか、小さな公園もありませんので、そこのところだけちょっとまた頭に入れて、料金設定の方、お願いしたいなと思います。

次に、2番目の質問に行きます。丸善Kモールというか、撤退されて今現在、何を利用されているかちょっと分かりませんが、この令和2年度からもう既に2年間、これも小さな声でありますが、町民の声であります。町長。やっぱり車とか乗れる方は、ちょっとぐらいは車に乗って買物にも行こうかなということができるんですが、やっぱり自転車なんか乗られている方、特に在士の方あたりとか横関の方とか、歩いてでも来られる場所ですよね。そこへもって、町外でありますが、犬上ダムの上の方、この路線からいうと犬上ダムの方からは、このKモールまで下ってきたらいいところがある、買物できる、しやすいということも聞いております。

ぜひできるなら復活をということですが、今のところ町としましてはどのような募集かなんか出されているのか。今後何かそのような、来るような気配、私は商工会の方でも聞いているんですが、商工会へも協力をお願いしているということを聞いております。商工会長にも聞きますと、一応、話はあちこち声は、商工会でも声かけているんやけど、今のところいい返事がもらえないという声なんですが、今どのような思いというか、どういう方向に向いておられますか。町長。募集がかけておられるけどないのかあるのか、ちょっとその辺すいません。

- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 ちょっと経過を申させていただきます。今、2年がたつということでありますが、町内唯一と言ってもいい食品スーパーであったKモール丸善店、令和2年8月20日に閉店になりまして、議員おっしゃるように、2年がたちました。当時、小売店の継承を求める請願署名を私にいただきまして、合計1,033筆を添えて、Kモール店が無理やったら、代わりのスーパーをお願いしたいという、そういう署名提出、請願署名をいただきました。

これをふまえて、その請願も含めて、当時の所有者でありました甲良商業近代化協同組合、元株式会社一休庵ですが、現在は有限会社うえかわさんが代表で1社が所有されているという状況でありまして、請願のときから、直接、うえかわさんに情報伝達をいたしまして、何とか出店先の事業者等と情報交換を

求めてきました。それで、うちの産業課長も情報収集しておりますし、おっしゃいました商工会長にも何とか協力要請ということで、この間、情報交換に努めてまいりました。

具体は、8月末に、上川代表にお聞かせをいただきました。一般質問いただくので、どのように現況を答えたらいいのかということを聞かせていただきました。ずっとこの間2年間、出店ができるように最大限の努力を払っているということでございまして、いい話ができれば、いの一番に、町長がいつも気にしておられるので、いの一番に返事をしますよという確認をしておるところであります。

ちょっと企業秘密があって、これ以上は堪忍ということですが、うちの産業 課長の情報収集も含めて、かなり前向きにご検討いただいているという情報が 入ってきているところです。

〇宮嵜議長 丸山議員。

○丸山議員 ありがとうございます。何とか町長、甲良町としても、真ん中でありますし、中心部でありまして、やっぱり地元の方の声がそういう、やっぱり近くで、こんなええ場所で何もやらんというのはもったいないと。ぜひとも前向きに、いいところに入っていただけるように努力していただきたいなと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、町長、今、うえかわさん、一休庵さんのちょっと名前が出ましたので、これいつも木村議員が使う手なんですが、通告書に少し書いておりませんが、答えられる範囲で、今、一休庵さんの名前が出ましたので、一休庵さんの本店はもうやめましたとか閉鎖、本店が閉鎖になっていますよね。何か町のうわさではあちこちちょっと彦根の方で、大きい企業さんが来てもらえるという話、うわさだけなんですよ。うわさを私は聞いているだけなんですけど、あれは今だかつて何かオープンしているような気配がないので、もし木村議員の手を使いますが、答えられる範囲で答えられたら、一休庵本店の跡地はどのように今後、あそこも空き家で、答えられる範囲でよろしいので、ちょっと答えられたらお願いしたいと思います。

〇宮嵜議長 町長。

○野瀬町長 ありがとうございます。こちらからお答えしにくかった件ですが、一休庵本店、西明寺前店が閉店になりました。具体は、8月末日に、株式会社千成亭の関係者の方が町長室にお見えになりました。もう、具体の話がまとまったようでありまして、本年10月20日に、近江牛レストランを開店するという運びになった旨のご挨拶です。私のところへ来て、商工会にも多分行かれているはずですので、お店の名前が「千成亭ぎゅ~じあむ」、牛のギュウと、ミュージアムをかけたぎゅ~じあむという近江牛レストランというお店が、も

う正式に10月20日にオープンするというお知らせをいただいたところです。

- 〇宮嵜議長 丸山議員。
- ○丸山議員 非常に通告書にもないことで、ご丁寧に答えていただいたこと、ありがとうございます。これで私も町民の皆さんに、間違いなく来るよということが言えます。もう日にちまで、今、町長言うてくれたので、10月20日にはもうオープンできるということも分かりましたので、これはもう来てもらえることですので、聞かれたらもうそれまでに悪いけど、しゃべらせてもらいます。オープンします。これで終わります。

最後に、3番目の質問に入ります。町長、これはさっき今までにも町民の声を反映させていただきました。3番目は、行政側から聞こえる声であります。

町長の公約にもありますように、行政力の再生、行政力の向上、いつも言われる行政力、町長が言われる行政力アップかな。そのように考えておるということでありますが、町長としての具体的に行政力の向上、要は再生、今後、どのようなことを考えておられるのかというのをちょっと何点かあれば、具体的にここで、教えていただきたいなと思うんです。

というのは、職員の皆さんも、企業でいえば、町長、企業の代表であります。 行政の代表は町長であります。そういった中で町長についていく。今後これからも町長についていくという中で、不安があるという職員がいてたら、やっぱり、こんなこと言うとなんですが、いい職員はまたいいところを探して、どこかまだ隣の方で試験でも受けて、やめていくおそれがないとは限りません。だからそこで、町長としては、どのようにこの行政力のアップを考えておられるのか。何点か答えられる範囲をお願いしたいと思います。

- 〇宮嵜議長 野瀬町長。
- ○野瀬町長 具体という話ですので、できるだけ具体の話ができるように、お答えをしてきたと思います。

まず、書いていただいた行政力の再生、職員力の向上。振り返ってみますと、 平成29年10月の町長選挙に掲げたテーマでございます。背景は、元職員の 公金着服事件等々があった背景から、こういうテーマを掲げました。

これまでの一般質問で、行政力の再生というのはおかしいよと。行政力の向上だという訂正もいただいたところでありますが、行政力の再生というのを使わせていただいたのは、今までのそれぞれの日常の行政の取組を基に、さらに高めるめざしをしたいという思いで、再生という言葉を使わせていただいたところです。

それから職員力の向上については、今、議員がおっしゃいました、町長がも ちろんかじ取りをする。町の責任は町長にあるということはもちろんでありま す。行政運営は、多岐多分野の総合行政であります。したがって、町長と補助 機関の関係課の職員が連携をして、すなわち職員力の質的向上に努めるという のは大変重要なことでございます。

したがって、その意味で掲げましたこの2つのテーマについては、今後もこのテーマをさらに充実をしていくということに努めていきたいと思っていますし、究極、このテーマについては、行政の総合力を上げるということだと認識をしております。

そこで、具体の取組を紹介してくださいということでありましたので、1つは職員力の向上は、人材養成でありますので、道のりは遠いかもしれませんが、人材養成といたしましては、滋賀県の職員との人事交流といいますか、そういうことをやっております。

具体にいいますと、令和2年、3年度の2カ年、甲良の職員を県の市町振興課に派遣をいたしました。また、ここにおりますが、令和3年度から県職員を企画監理課の課長として迎えているところです。そして本年から2カ年、大津市唐崎にあります全国市町村国際文化研修所に職員を1人派遣して、研修を高め、実力を上げていただくということに努めております。また、人材育成方針を策定いたしまして、令和4年度の職員研修計画を、年次計画をつくりました。職階別研修テーマごとに、市町村職員研修センター、それから一般財団法人地域活性化センターの地域リーダー養成塾、全国町村会の農政未来塾への計画的な派遣研修をいたしているところでございます。それから、まだ試行段階でございますが、人事評価についても、実施に向けた検討をしているところであります。

それから、4年度の業務の方で、内部の取組といたしましては、1つに丸山議員から言われています、明るい職場づくりの一環といたしまして、声かけ運動を行いました。キャッチフレーズ、階段のところにも掲げさせていただきますように、「挨拶、みんなの心をつなげよう」という標語を職員の方で考えていただきました。ありきたりの挨拶運動かもしれませんが、毎日の積重ね、職員のコミュニケーション、そして職員の存在に対する、お互い声かけすることによって認めていただくんやなという信頼関係を築くことにつながるというふうに思っております。今後も、挨拶運動を続けたいと思っています。

2つに各課に事務分掌がありますが、日常業務で課を超えて職員が協力するという、そういう連携協力を進めております。

それから3つに、毎年度の年度当初に行っておりますが、町長と各課の業務の打合せを行っておりまして、業務が計画的推進できるよう、課題や事業進捗の確認協議を行っているところであります。

それから、そういう日常から、もう甲良町の抱えている重要課題でありますが、1つに総合計画に基づく施策推進展開と、やっぱり進行管理が大事ですの

で、進行管理もやっていきたいと思っています。

2つに、財政危機宣言をいたして、財政健全化計画に基づいて、行財政改革 委員会を機能させる。そして、改善プログラムに取り組むということが大事で あると考えております。

それから3つには、これはテーマは大きくて、課題が大きいんですが、すぐには人口減少に歯止めをかけるのは難しいことでありますが、当面は過疎計画をしっかり樹立をすると。今のところ、12月議会に向いて、持続可能な地域づくり計画が、議案として提案できるように準備をいたしている最中で、議長、それから担当課と協議でありますが、10月には事前に議案の中身について、事前にこの過疎の計画について、全協を開いていただいて、協議をしていただこうかなというふうに思っているところであります。

また、私が抱えておりますテーマでありますが、家庭支援の充実、子どもの学力向上、町民の健康づくり、地域福祉活動の支援、集落コミュニティーの振興、それぞれ課題を抱えてのことでありますので、なかなか前へ向きませんが一歩ずつ施策が前進するように行政と町民が連携して、取組が前に進まる、私の言葉でいうと、町民ぐるみのみんなのまちづくりを今後も継続して取り組んでいきたいというふうに考えております。すみません、長くなりました。

〇宮嵜議長 丸山議員。

○丸山議員 町長。話はいい話で聞こえます。正直言って。ただ、町長が言われるように、思いというのは町長の思いでありますので、ただ今言われたことに関して、行政が行政の職員たちがみんな横を向かずに町長についてきてくれる、こういう信頼性が、私は欠けているんじゃないかなと。私から見てもそう思うんですよね。

今、職員の人事のことなんかも言っていましたが、私たちはもちろん人事に 関わることはできませんので、若い職員が総務課に行っていた職員が今県の方 に出向してはるのかな。そんな感じ聞いております。

それと、やっぱりこういう住宅新築資金の課題だとか、いろんなことを頑張って出していただいた前の会計管理者。こんな会計管理課長をいうたら外に出すんじゃなしに、やっぱりこの中に残っていただき、若い職員を引っ張っていただける。こういう職員はやっぱり残していくべきじゃないかなと私は思うんですよ。

それと、もし例えばですが、このように今日、議会が終わります。終わった後にちょっと今日の問題、課題ということで終わってから、課長会開きましょうかと、もし開いたとします。そういった中で、これは今後やっていかなあかんよなという話が出た場合であって、これはやりましょうよという話で終わったはずが、またあくる日、朝、簡単に、昨日の話をやっぱり撤回する。そうい

うふうな声を私は今、正直で沢山聞いているんですよね。

そういうようなことで、やっぱり行政の仕事というか、前向きにうまく進めていけるのかなというのが、私たちの心配でもあるし、行政の方の皆さんの声を大にすると、やっぱりそういう状態では、ここまで私らが思っているほど町長は思ってくれているのか。ここまで思ってついていって、撤回されたら何かやるだけ何かばからしいと言葉悪いですが、そういうふうに思われる。

例えば今、企画監理課長なんか来ていただいて約2年、甲良町に2年間寄せてもらってよい所だったよ、甲良町な、ええ場所、またもし今度機会があったら甲良町に行きたいよと言うてもらえるような職場づくりを、町長、私はめざしていただきたかったなと、かったなというか、今も企画監理課長さんがおられますけど、やっぱりそういう県からせっかく来ていただいて、いい気持ちで私は正直に言って課長、来ていただいた以上は、私は甲良町、私も正直、もう外へ出たことないので、生まれも育ちも甲良町で育っておりますので、甲良の町にいて2年間、あっという間に終わった、よかったなという声を聞きたいと思っています。しかしながら、今の状態では課長、正直無理ではないかと私も思っております。

だから、こういうところを撤回せずに町長、やっぱりこの課長の、課長だけ じゃなしに若い職員の声であっても、聞いたらやっぱりそれをできる範囲、や っぱり前向きに進めていかないと、まちづくりにはうまく行けないんでないの かなと私の思いなんです。だから、その辺をやっぱりもう少し、せっかくこの 甲良町長となられて頑張っていただいているのであれば、まず行政力のいつも 言われる再生というかもう、本当に向上ですよね。頑張って、やっぱり和気あ いあいとお互いが気が通じるような行政づくりを私はつくっていただきたいと 思うんです。それだけで最後、町長、今後、やっぱり職員と和気あいあいで、 いろんなことを話合いができて、うまく運営ができるようにという私のお願い でありますが、その辺は、最後にこの答えだけちょっと聞かせていただきたい と思います。

〇宮嵜議長 野瀬町長。

○野瀬町長 ご忠言ありがとうございます。マイナス面もあるかもしれませんが、 日常業務が日々大事だというふうに思っておりますので、課長はもちろん、業 務ごとに課題がありましたらすぐその打合せをする。そして、全体のものにす るために課長会。課を越えて連携しないと、小さな町ですので、係だけではう まくいかないという点では、先ほど申し上げました、課を越えた職員間の連携 というのもやっておりますので、今後は評価がプラスに、議員からも言ってい ただけるように、さらに行政力の向上を向いて、日々努力を重ねていきたいと いうふうに思っています。

- 〇宮嵜議長 丸山議員。
- ○丸山議員 どうか町長、ここで今しゃべっておられることは皆さん、モニターでも見ておられるし、ここにいる課長級の皆さん、皆聞いておられることでありますので、うそのないように、今後、行政力アップのためにもやっぱりやると決めたことは最後までやってほしい。

これはちょっと前の話であれば、ワンマンだった北川町政のときに、確かにちょっとワンマンなところもありましたけど、やっぱり皆その辺は職員はついていっていましたよ。町長、北川町政のときはやっぱりバックをしなかった。ワンマンであっても、前向きにやると決めたら最後までやる。そういうところがやっぱりありましたね。ただ、そういうところにひかれてついていく職員もおられたと私は思っております。正直なところね。だから、そういうような町政を目指して、今後お願いしたいと思います。

これで、議長、質問を終わりたいと思います。

- ○宮嵜議長 丸山議員の一般質問が終わりました。次に、5番、野瀬議員の一般質問を許します。5番、野瀬議員。
- ○野瀬議員 それでは、議長の許可が出ましたので、一般質問を進めさせていただきます。一部、通告書に沿ってやりますけれども、関連質問も出るかと思いますので、よろしくお願いします。

まず、最初に8号線バイパス計画の件です。国道8号線では以前よりも、湖東圏域の中でも、外町の交差点、そして御幸橋、この辺で慢性的な渋滞が発生しておりました。住民の要望で、2015年ぐらいだと思うんですけれども、8号線バイパスの調査検討、これが進められてきたというところでございます。国土交通省の大臣に視察に来てもらったということもあります。この辺は精力的に上野代議士がご尽力されたというところですけれども、国道8号線の渋滞対策は、近隣住民の早急な対応をしていただきたい案件です。私も、国道8号線バイパスについては、基本的に大賛成です。ただし、希望というところで、何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず、1番目、5月21日だったと思うんですけれども、町民向けに8号線バイパス計画の住民説明会、これは町の公民館でありました。区長とむらづくり委員長等には、別途説明会があったようですが、この住民説明会での参加者が、少なかったように思います。この辺の町民に対する説明、まだまだ説明は何回かあるとは思うんですけれども、この辺は十分であったんでしょうか。

- **〇宮嵜議長** 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 住民説明会につきましては、広報5月号で周知の方をさせていただいております。何分コロナ禍の中で開催ということで、周知の方は広

報のみになっておったところでございます。

近隣の方の説明会の方におきましても、東近江市、彦根市、あと犬上3町、 愛荘町、全部で15名から一番多いところで75名ということで、甲良町にお いては27名参加をしていただいたということで、人数的にはちょうど真ん中 ぐらいに位置をしているというような状態でございました。

今後説明会があるにつきましては、より周知の方には努めてまいりたいと思っております。

- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 二十何名が真ん中と、その辺はそこで安心しとってもろうたら困りますので。特に気になるのが、このバイパスによって影響のある住民、土地を持っていてそこの土地がかかりそうな住民さん、この辺にはアナウンスはできているんでしょうか。
- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 町内全域のアナウンスという形でさせていただいております。まだ、現在ルートを、都市決定を行うために示されたというもので、それが初めてでございますので、今後、そちらの方については明確になってきておりますので、そういった対応はしていくことになります。
- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- **〇野瀬議員** 分かりました。そしたらその次へ進めます。

この8号線のバイパス計画図を見ますと、土盛りをして、高さが10メートルぐらいのところにもあります。この土というのは、私、土盛りする土というのは、彦根地区でこのバイパスが長いトンネルになって、その排出土を大上地区の土盛りにしているのではないかということで考えております。

ここで土盛りをした場合の懸念点を確認したいと思います。最近ではありますが、長浜の高時川の氾濫のように、ここ最近、異常気象で災害があるということが目立つようになってきました。特に、線状降水帯などで大雨に関してはどこでも発生し得るという状況で、そういうことを認識すべきだと思います。

さて、万が一ですけれども、こんなことがあってもらったら困るんですけれども、大上地区に大雨災害が発生して、大上川が、例えば金屋、北落、この辺で決壊したと。そのときには、今の土盛りが災いして、8号線バイパスの東側が水でせき止められて、浸水被害が甚大になるということが予想されますが、この問題についてはどのような対策を考えているんでしょうか。

- **〇宮嵜議長** 建設水道課長。
- **〇村岸建設水道課長** 議員のおっしゃるとおり、そういった点については、何点か、国道事務所の方にも問合せをしております。

そういった中で、ご回答いただいておりますのは、今現段階につきましては、

平面上の都市計画の段階でございまして、ここに通るというようなルート的なものでございます。構造的には土盛りで示されておりますけれども、今後詳細設計をやっていくという計画が通りました。そういった中で、浸水シミュレーション、その他全てをやります。

そういった中で、災害が拡大するような場所につきましては、滋賀県の方から構造変更が必ず指示をなされるということで、要は今より悪化するような状態になる場合については、土盛りを高架等に変更とか、そういったことの改善命令が滋賀県よりされるということは確認はできております。

まだ都市計画決定がされていない状態でございますので、現地測量が実施されてからそのあたりについては、具体的な意見が進めてまいると思っております。

〇宮嵜議長 野瀬議員。

○野瀬議員 その辺が、待っていては恐らくもうあと動かなくなりますので、懸 念点は早急に解決する方策に向かって動いてもらいたいと思います。

あと、先ほども言いましたように、彦根地区はトンネルになりますので、この排出土、これは先ほども言いましたように、これの持って行き場所に困って土盛りをしたのと違うのかなという、そういうことを思っているんですけれども、例えば甲良町はこんなことを言える立場ではないのかもしれないんですけど、これを例えば琵琶湖湖岸の軟弱地域に持っていって土地改良するとか、そういったところで、その土を有効利用するという方向は考えられないでしょうかね。

〇宮嵜議長 建設水道課長。

○村岸建設水道課長 ちょっと議員が多分思っておられるということはよく分かるんですけれども、現実、予算化をするときの試算を全部国の方とかしております。そういった中で、土盛り構造、高架、費用の方が最低でも5、6倍以上はかかるということで、費用的なものも関係するというのはお伺いしております。少しの距離の高架にするだけでも何十億円という形の費用が変わるということで、そういった形で現在は土盛りになっているということは思いますけれども、現実、その土の処分のためということは国に確認したことはございませんので。

〇宮嵜議長 野瀬議員。

〇野瀬議員 分かりました。そしたら次の質問に移ります。

住民説明会でも私、発言させてもらいましたけれども、8号線バイパス、これは先ほど言いましたように高い土盛りで、家の2階を超える高さの位置を通って、甲良町が通過だけの町になるのではないかと。過疎という大きい問題を抱えた地域であることから、できれば道路の高さをある程度の高さに抑えて、

長浜の8号線バイパスの道路周辺で新しい商業地区、そして工業地区、この辺がたくさん増えてきたように、甲良町でも道路に面した場所に、商業とか産業、この辺の芽が出てくることを考えて、8号線バイパスを低くするというところで今後の甲良町の発展を期待したいところでありますが、この辺のところはいかがでしょうか。

- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 おっしゃっていただいていることは理解できますけれども、バイパスの第一の設置目的といたしまして、交通事故の防止、渋滞の緩和というものがございます。そのことから、各市町におけるアクセス箇所が制限されているというのが実情でございます。

議員のおっしゃるとおり商業地、そういったことも可能になるような平面の場所もありますけれども、そうするとまた交通渋滞が二重になってくるということもございますので、アクセス箇所の増加の要望は町としても、要望はしているところでございますけれども、基本的な目的の交通事故防止、交通渋滞の緩和ということで、パイパスの通過ということになっております。

また、バイパスが通行をするのに高い位置になるということで、分断がされると機能回復のための側道が今後協議されてきます。そういった側道が、今後の土地の利用を含め開発行為のまちづくりに大きく影響するというような形の認識は持っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- **〇野瀬議員** 分かりました。そしたら、次の質問に移ります。

できるだけ人家とか工場を避けてルート決定、今のところのルート決定案が、決まっていると思うんですけれども、その結果、曲がりくねった道路、このようになっているという認識をしております。これはある程度仕方ないということで考えているんですけれども、そうなると甲良町の基盤産業であります農業の圃場の形が悪くなる。三角形の土地が多くなる。土地自身が分断されて、形が悪くなる。こういうことが考えられます。これは仕方ないことだと思うんですけれども、この三角形の土地をまとめて、1つの圃場にするという区画整理的なところの話を進めていただくような計画、これをお願いしたいところなんですけれども、いかがでしょうか。

- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 議員のおっしゃっているとおり、道路によって分断される 農地がございます。そういった中で、町の方も、国道事務所の方にそういった 残地についての利用価値をどのように考えておられるのかというような形のも ので、要望を行っているところでございます。

また、今まで集団化により補助制度が転作等がございますので、それが分断

される。それの補助についての補償の考え方、そのことについても、一応省庁をまたいで今後協議をしていただくということで、国道事務所の方にはお願いをしているところでございます。

そういった中で、今後協議はされていくというふうに認識しております。

- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 ということは、例えばその三角地を集積したり、そういったことも 町での計画じゃなしに、ある程度国が音頭を取ってやってもらえるという考え 方でよろしいんでしょうか。
- **〇宮嵜議長** 建設水道課長。
- **〇村岸建設水道課長** そのあたりについては、まだ具体的には出ておりませんけれども、町としてそういった形でお願いしたいということで要望活動は行っております。
- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 分かりました。よろしくお願いします。8号線バイパスの関係はこれで終わりまして、次の質問に移らせていただきます。

防災道の駅なんですけれども、先日、全協のときに説明がありました。私、 その辺を知らずに、一般質問に記載しましたので、そこでの説明以外の部分で 質問したいと思います。

まず、この道の駅の財源ですけれども、財源に関して不明ということでありましたけれども、この防災道の駅が広域の防災拠点ということになりますので、できれば、国、県というところで、町の予算の持ち出し、この辺がないように、最悪でも町というよりも湖東圏域、この辺でまとめて予算を出すということを要望したいんですけど、いかがでしょうか。

- **〇宮嵜議長** 産業課長。
- ○西村産業課長 防災道の駅の整備に関しましては、道路施設におきますと国交省の補助金、交付金がございます。全協でもご説明させていただきましたが、今後、県と町で協議していく中で、県がリーダーシップをということも説明させていただきました。その進む協議の中で、ここは町が、道の駅設置者がというところになりますと、それに対応する補助金なり起債ですね。防災、減災、国土強靱化、その起債等を対応するなりの財源を求める、そういう要望なりをしていこうと思っております。

以上です。

- **〇宮嵜議長** 野瀬議員。
- ○野瀬議員 分かりました。なるべく、町の持ち出しが少なくなる方向で進めていただきたいと思います。

その次、それに関係するんですけれども、今後このような道の駅、滋賀県で

最初ということで話があったんですけれども、今後このような道の駅、滋賀県に数個できるかなということで私思っているんですけれども、そこの307の防災道の駅ができたときに、どの辺の範囲まで防災拠点としての運用になるのか。その辺はいかがでしょうか。

- 〇宮嵜議長 産業課長。
- ○西村産業課長 まず、防災道の駅は、今後2025年までに全国に100カ所というのが、今の国交省の方針でございます。甲良町の道の駅につきましては、整備後、湖東圏域を中心に琵琶湖の右半分というふうに聞いておりますので、滋賀県の例えば自衛隊が駆けつけるところになりますと、琵琶湖の向こうから道の駅に来るというようなことが想定されております。 以上です。
- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 分かりました。かなり大きい範囲になりそうですので。続きまして、この計画を見てみますと、ヘリポート。これも含まれるということで書いてあるのを先日見ました。このヘリポートですけれども、現在使われているかどうか分からないですけれども、小川原の新幹線のガードの近くにもヘリポートがあります。あとは、運動公園をヘリポート代わりに使うということもあるようですけれども、要はそれぞれの位置づけ、使い方というのは、どういう形になるんでしょうか。
- 〇宮嵜議長 産業課長。
- ○西村産業課長 町の防災計画上における緊急時のヘリポートとしましては、町内に5カ所。中学校、それから両小学校のグラウンド、それから運動公園、これは緊急時になりますが、あと小川原地先に水防倉庫が建っているヘリポート敷地、ここが常設ではありますが、ヘリポートとして計画上の位置づけをしておるところでございます。
- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 基本的にはそうすると、最も近いところを使うと。時間的にも、緊急性を見るので、近いところのヘリポートを使うという考え方でよろしいんでしょうか。
- 〇宮嵜議長 産業課長。
- ○西村産業課長 ちょっと防災道の駅の整備の協議の中で、考えられていかなあかんのですが、現状はこの5カ所のヘリポート。それから新たに、道の駅にできるヘリポート。これをどういうふうに位置づけていくかというのは今後の検討課題だと思っております。
- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 分かりました。その辺十分詰めていただきたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。忠霊塔の件なんですけれども、以前から話がありました忠霊塔なんですけれども、現在、金屋地先に甲良東地区の忠霊塔があるんですけれども、実は崩れかけて、裏面へ回ると、石の板が張っているんですけど、それが落ちているということもあって、かなり危険な状態になっております。

遺族会会長の話によりますと、役場の信号の角地に、東西の忠霊塔をまとめて移設する計画があるということで聞いています。遺族も高齢化が進んでいることということがありますし、あとは町自身が、1つの宗教団体に対して、あまりお金を出すというのはちょっと問題あるかなとは思いますので、宗教色のない平和鎮魂という碑、こういう形で何とか早めの設立を望みたいんですけれども、これはいかがでしょうか。

- **〇宮嵜議長** 住民人権課長。
- **○宮川住民人権課長** 今現在、遺族会の代表者ともしゃべっている中では、役場の交差点付近の角地に、今言われましたように建立予定とだけ伝えておりまして、時期についてはまだ未定ということを申し上げております。
- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- ○野瀬議員 日程は分かるんですけど、おおよそ例えば2年後なのか、3年後なのか、その辺のおおよその時期は分からないでしょうか。
- 〇宮嵜議長 住民人権課長。
- ○宮川住民人権課長 正直、分かりません。と言いますのは、ちょっと課題といたしまして、建立に伴う経費とか、遺族会の高齢化、会員の減少もあるんですが、今ちらっとおっしゃいましたように、跡地整備に伴う経費、そちらの方、完全埋没ですとか撤去するなどの、そちらの方も考えての建立になりますので、そこら辺をクリアして、遺族会の事務局であります社協も前向きに一緒に考えていかなければいけないかなと思っています。
- 〇宮嵜議長 野瀬議員。
- **〇野瀬議員** 分かりました。早急によろしくお願いしたいと思います。 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。
- **〇宮嵜議長** 野瀬議員の一般質問が終わりました。

ここで休憩します。始まりは3時5分でお願いします。

(午後 2時50分 休憩)

(午後 3時05分 再開)

○宮嵜議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、10番 西澤議員の一般質問を許します。

10番 西澤議員。

○西澤議員 それでは、一般質問を西澤からさせていただきます。

最初に、国道 8 号線バイパスについてです。野瀬議員が先ほど質問、この項目されました。そのことがダブらないように、また私としては角度を変えて質問させていただきますので、よろしくお願いします。

1つ目は、バイパス新設の目的と現在の進捗状況、これについてご説明をお願いします。

- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 まず、バイパスの新設の目的でございますけれども、先ほ ど野瀬議員で申し上げたとおり、現在の現国道8号の渋滞の緩和、また交通安全の確保、産業振興の促進、観光復興の促進を政策目標として掲げております。

そういったことから、名神高速道路へのアクセスの向上、また県内の直轄国道平均2倍以上の渋滞をしております。現国道8号の渋滞の解消、また交通事故の減少、湖東圏域における産業観光地間の道路ネットワークの強化を目的としております。

また、現在の進捗といたしましては、県が都市計画決定を行うにあたり、各市町におきましては、第1回の住民説明会が終了し、市町村意見を今後求められることから、甲良町におきましては、甲良町都市計画審議会を開催し、市町村意見の集約に努めているところでございます。

以上です。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 それで今説明があった都市計画決定ですね。これの時期、それから町として、後にも質問の項目にありますけれども、いつ頃をめどに意見書を提出していくというスケジュールの設定はどうなんでしょうか。
- **〇宮嵜議長** 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 決定におきましては、様々な課題が今現在整理をしている最中でございます。具体的な時期については、まだ県の方から示されてはおりませんけれども、農村部局、その他とも打合せ会議等を持っておりまして、今後そのあたりについて決定がされていくという見込みについてはお伺いをしているところでございます。
- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 この8号線バイパスについては、議員の中でもいろいろと議論されていますし、マスコミも報道されています。また、具体的に個別に相談の件数が私のところに2つ、正直ありました。

そういうところから見ても、やはり大変関心の強いところですし、大きな問題を抱えてというように思います。

それで、(2)の本町内のルート案の問題点ですね。これをどういうように 認識をしているのか。これについては、農村風景を分断すること、それから利 便性や経済効果も含めて、本町としての価値は見いだしにくいというように考えています。それは、通過の便利性を甲良町が提供し、そしてその場所を提供していくことによるデメリットの方が大きい点があります。

そこで、交通利便性が向上する、つまり甲良町内で行き来するということが、 利便性が向上するとはなかなか考えられない部分なんです。そういう点では、 町としてはどういうように認識しているのかの説明を願いたいと思います。

これは課長も含め、それから町長も以前、全協の段階でどう考えているのか お聞きしましたので、補足があれば説明お願いしたいと思います。

- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 現段階のルート案につきまして、問題点をどのように認識しているかということで、議員のおっしゃるとおり圃場の再整備、農地の残地についての取扱い、バイパスができることに応じて、集落間の分断、またバイパス設置に伴う交通安全上の立証などが挙げられる一方で、また本町における利便性、経済効果といたしまして、他の市町へのネットワークというのは格段向上するということはございます。

また、現在国道 8 号の交通量が転換していくということになり、運搬距離や 移動時間を短縮することができ、今後は甲良町における企業誘致等の産業の活 性化につながるということで認識をしております。

また、災害時の拠点であります防災道の駅せせらぎの里こうらで決定されていることから、バイパスが甲良町における緊急輸送路として確立していくと思われます。そういった中で、甲良町における防災面での向上が見込まれるというような形で認識をしているところでございます。

また、まだ現在はバイパスルートの決定に伴う段階でございまして、詳細な設計が進むにつれまして、農地の分断等により行われる機能について、側道の設置等代替機能の整備補償に移行されるということで、そのあたりについては意見を伺っているところでございます。

申し上げたとおり、バイパス建設につきましては、メリットもデメリットもあるということは認識しておりますので、甲良町の都市計画審議会の委員の皆様のご意見を参考に、皆様に極力納得していただけるような道路整備になるよう、実施主体であります国とともに努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 具体は、建設水道課長が申し上げましたので、私は、町全体の立場から申し上げたいと思います。

これまで、彦根市から東近江間の沿線市町の各市町で、国道8号バイパス促進期成同盟会を結成して、8号線の慢性渋滞の緩和を第1目標に、国土交通省

に要望活動をして、今を迎えたということでございます。

したがって、県、19市町の首長が、国土交通省へ都市計画道路部会という部会をつくって要望活動に行くんですけど、その中でも滋賀県内の交通インフラが遅れている。その重要な役割は、観光等の経済活動の復興、地域間格差の是正、人流物流の活性化、重要物流道路ネットワークの強化、交通インフラはとても重要だというふうな県全体の道路インフラを押し上げるというその一環で8号バイパスも要望してきたところでございます。

今回示されたのは、もう議員の皆さんご承知のように、道路構造が片側2車線の4車線、それから標準速度が80キロメートル、高規格道路、かさ上げ式土盛り構造、野瀬議員の質問あったとおりでございます。道路幅が約30メートルという想像を絶する高規格道路がルートの設定になったということでございます。いわゆるこれまで、3回、町民代表、住民説明会、それから都市計画決定で説明がなされましたが、もうこのルートが決定を、公表前から大体行政情報を得ていましたので、甲良の総合計画、それから土地利用3計画、いわゆる国土利用計画、都市計画マスタープラン、それから農業振興整備地域整備計画という、甲良の骨格をなしてきた町の町道利用の観点からも分断をするということと、農地を走ると。農業者に迷惑をかけるということについては、県、国に、甲良が他の市町に先んじて、課題提起をしてきました。

今後もこれについては、精力的に調整をしなければならない課題というふう に認識しております。

〇宮嵜議長 西澤議員。

○西澤議員 やっぱり高規格道路だったんですね。ではないかなというように私思っていましたけれども、そういう点でも、今後の大きな課題というようになってまいります。

交通網の整備に関しては、私たちの党は、増え続けるモータリゼーションを 放置するのではなく、鉄道、バスなど公共交通手段こそ充実をし、車を極力使 わなくても移動手段としては不便がないよう、国が責任を持つべきだなどの基 本的な考え方を持っています。

その上で、道路、主に幹線道路の新設をめぐっては、国交省と大手ゼネコンとの癒着が散見されており、日常生活道路の充実と安全を願っている多くの国民とかけ離れたところで、政策決定、事業決定がされているように感じています。この8号線バイパスにおいても、甲良町内の中心部を通過するルート案が最近判明してから、関心が寄せられるようになったのも正直なところです。

しかし、私たちが気づいたときには、ほぼ決定されており、後戻りができない状況で、基本計画決定には住民は関与できず、あとは条件交渉が残るのみとなるのでしょうか。その点でも、甲良町の今、町長が言われた懸念、それから

建設水道課長が言われた懸念をしっかりと伝えるということが大変大事だとい うように思いますが、改めてその点、どうでしょうか。

- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 もう住民の不安等々、出席された議員の皆さん、代表者の皆さんから、今、行政が抱えている課題についても問題提起をされておりますし、それから都市計画決定審議会においても、地元の意見を聞くようにという計画審議会の座長であります大学の轟先生の方からも、調整的な意見をいただいているところでございます。

他の市町は分かりませんが、甲良の今申し上げました、郷土の成り立ち、まちづくりに成り立ち、骨格等については、適宜、担当課長を介して打合せを行っているところでございます。野瀬議員が申しました、犬上川ハザードマップ、最大、何年確率か分かりませんが、24時間雨量が800ミリを超えるという、もう決壊するというハザードマップが出ていますので、そうしたときの、今の土盛り構造では、水が滞留するという問題提起もしておりますし、8月1日には、建設水道課長とそれから県、国道事務所のそういう問題提起についても随時、行政としては課題提起をさせてもらっているところです。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 ある情報ですけれども、多賀町、土田のところを通っていきますよね。それで高架でなければ全面的に反対をするというように聞いていますが、それはそのとおりでしょうか。また、近隣町、ルート案のところで通るところは幾つもの市町がありますけれども、その点での状況はどうなんでしょうか。
- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 様々な情報が飛び交っているというのは存じております。 ただし、今、議員のおっしゃいました、高架でないと反対とかその辺あたりの 意見については、行政の担当課長の方でも幹事会というものをつくっておりま して、そういった中でも意見の方はいただいてはいない状態でございまして、 こちらの方でそういった情報は把握はしておりません。

また、あくまで構造的なお話でございますので、現段階で構造的なお話については、問題点があれば改善するというような形で国の方からお答えをいただいているところでございます。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 先ほど町長の答弁は、もう(3)のところに進んでいますけれども、本町として、県、国交省への意見表明をされる予定だと思いますし、まず、その内容でぜひまとめていただきたいと思っていますが、その内容について、現時点での見解、説明をお願いします。
- 〇宮嵜議長 町長。

- ○野瀬町長 県道路課高速道路推進室の室長を窓口に、甲良町の情報、それから 課題、国土交通事務所との協議というのを今後も精力的に行っていきたいとい うふうに思っています。
- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 7月の全協の際には、この8号線バイパスの全体のこの見解については、ルートについて、かなり深い懸念を説明されたように私は受け取りました。その懸念が解消されるルートの変更や形態の見直し、あるいは甲良町内通過の否定的見解を表明されているというように見ていますけれども、そう見ていいんでしょうか。それとも、別の形でしょうか。
- 〇宮嵜議長 野瀬町長。
- ○野瀬町長 具体については、説明会においては、若干柔軟に、道路の計画、法線については、検討するみたいな答弁をされたことがあるんですが、具体状況を聞いていきますと、ほぼこのルートは確定で、移動することはめったにないということを言われておりますので、その中で、農業者の問題等々、甲良の抱える問題についてを、課題を中心に、どう解決できるのか、そういう打合せに臨んでいきたいと思っています。
- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 確認ですけれども、今言われましたけど、ルート案に関する住民や 自治体の意見ですね。この意見の中身によっては、中止もあり得ると。ルート 案の変更なども大幅な見直しがあり得るというように、見ていいんでしょうか。 また、国交省のスタンスとしては、そういう意向を尊重するつもりがあるとい うように見ていいのかどうか。見解をお願いします。
- ○宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 多分中止はあり得ないと思いますし、冒頭申し上げました国道8号バイパス期成同盟会への要望活動からして、そういう全体的な交通インフラ整備という、滋賀県を挙げた取組の一環でありますので、その経過を重視する、あるいは今置かれていることを重視するならば、課題調整という方向にならざるを得ないというふうに思います。
- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 計画の全体像が分かれば分かるほど、この懸念の表明、つまり農村 風景が一変をすること、それから交通の便、東西の行き来についても、大変不 便性を感じる。それから、防災の点でもなかなか難しくなってくる。こういう ことが全体像が分かってくると、大きな世論といいますか、声が上がってくる なというふうに思いますので、その時点でまた真摯にその声を受け止めてもら うということでお願いしたいと思います。

次に、今後の主なスケジュールについて若干、先ほど説明いただきましたけ

れども、全体像をもう一度お願いいたします。

- 〇宮嵜議長 建設水道課長。
- ○村岸建設水道課長 今後ですけれども、都市計画法に基づきまして、県が都市計画決定を行う原案を作成いたします。そういった中で、甲良町において都市計画審議会を開催させていただきまして、意見聴取を行っている最中でございます。その後、縦覧が行われまして、県の方で都市計画決定がなされていくというような形でございます。一般的には事業化に向けて決定がされてから3年以上の期間を要するというような形で、県の方から伺っているところでございます。また、直近では甲良町におきまして、この第2回目の都市計画審議会をこの9月22日に予定しているところでございまして、第2回目の住民説明会においても、現在調整を行っているというところでございます。

〇宮嵜議長 西澤議員。

以上です。

○西澤議員 ありがとうございます。今後も、この動向、それから住民の皆さんに、全体像が分かるように啓発をしていただきたいですし、私たちもその努力をしていきたいと思います。問題は、国政上の大きな問題になりますので、地方の声をきちんと届けるということが大事だというように思います。

次に、課題の2つ目に進みます。彦根市4町による広域の新ごみ処理整備計画についてであります。

去る8月25日、新ごみ処理施設整備の事業主体である、彦根、愛知、犬上広域行政組合議会において、西清崎地先、荒神山麓の建設予定地の買収にあたって発生すると予測される用地の鑑定に係る費用を含む今年度一般会計補正予算が可決したとのことです。この日は私、不幸がありまして、欠席というようになりましたけれども、これは、建設地として決定されていないにもかかわらず、また、当局自身が決めていた、環境影響評価の最終段階である、来年の夏以降でなければ候補地を建設地にはできないとの方針を反故にして、さらには、各構成市町のごみ抜本的減量計画が、出そろわないうちに強行したことで、実質的な建設に大きく踏み出したものです。

住民合意を踏みにじる当局と賛成した議員諸氏に抗議の意を表明したいというように思います。

そこで、1つ目は、本町として、ごみの抜本的な減量計画策定に本腰を入れていただく問題なんです。6月定例会では、ごみの抜本的減量計画策定を求める決議が全会一致で可決されました。その後の取組、それから現状、課題などを報告お願いいたします。

- 〇宮嵜議長 住民人権課長。
- ○宮川住民人権課長 今おっしゃいましたように、6月議会において、ごみの抜

本的な減量計画の策定が議決され、その減量に向けて、より一層の取組を具体化する必要があるとまず考えております。

そして、6月議会でも申しましたように、本町のごみの減量目標として、令和13年度に、令和元年度実績値から15%減量するとしていますが、最終的にごみ量の半減につながるよう、今のところ内部協議及び組合、また聞き及びますと、本議会に他の町でこのような請願も出されているということなので、ほかの町とも協力しまして、今後、内部協議を進めていくということを考えております。

〇宮嵜議長 西澤議員。

○西澤議員 ごみ半減を1つの目標に設定する。こういうことで、行政の側も仕事として前を向いていただくことになりました。議会で、全員一致で、このごみ抜本的減量についての策定を求める意見書が可決したことは、管内で大変大きく取り上げておられるらしいです。そういう点では、大変ありがたいことですし、その方向に、住民と行政が、そして企業が力を合わせると、心を合わせるということが非常に大事だというように思っています。

そこで、地球規模の課題であります気候変動ですね。気候危機打開に寄与して、財政難をより困難にさせる大規模施設の根本的見直しを管理者会において発信をする必要があるというように考えています。

野瀬町長においては、副管理者になります。1市4町の首長さんが集まって、 その方向性で議論する上で、この議決が非常に大事なところを代弁いただい て、町長が発信をする。しかも、これ非常に大きなプロジェクトなんですよね。 そこで、気候危機打開に役立つこと、それから財政難の打開に役立つこと、こ の2つの大きな課題があります。そういう点でも、責任は大きいというように 思いますが、その意気込みを聞かせていただきたいと思います。

○宮嵜議長 町長。

○野瀬町長 6月15日に6月定例会において、甲良町議会では、ごみ抜本的な減量計画の策定を求める議決がなされまして、早速6月24日に、管理者会議が開催されましたので、決議内容のコピーを会議でお渡しして、いずれにしても全員一致で甲良は議決された内容に取り組まなければならないということと、それから早晩、関係市町にもそういう議会からの決議案が出されるであろうという、全体的な問題として捉えてほしいという要望をしました。

いずれにしても、ごみ半減については、新ごみ処理場へ持ち込む、粗大ごみを含むいろんなごみ、それから書いておられますプラスチックの循環法も書いておられますし、それから CO_2 削減、それから甲良でいいますと、財政的な負担を軽減するという点について避けて通れない、甲良の喫緊の課題だと思っておりますので、ごみ減量に向かっての現収集方法、あるいは住民側からいう

とごみの出し方についてどうしなければごみは減らないんだという、担当課で原案作成を、まずは知恵を絞るということから始めるということを担当課長と打合せをしております。幸い彦根市では、ごみ減量資源化推進室という、専門セクションがありますし、県では、琵琶湖環境部環境計画推進課ということがありますし、西澤議員、上勝町の事例もご紹介いただいたように、国内での先進取組の事例を参考にしながら、ごみ減量半分をどう目指していくか、行政計画を策定するかという課題については、もう事務的にスタートをしていきたいなというふうに思っております。

それからもう一個、管理者会の議論でありますが、今、可燃、それから発電、熱量という方式でありますが、公式の場ではあれですが、彦根市長もコストパフォーマンス、いわゆる費用対効果について、やっぱり考える必要があるという指摘コメントもいただいておりますので、特には彦根市長の管理者としてのリーダーシップ、それから副管理者の1市4町の副管理者が、協力をして本当に今の計画のまま進むのか、あるいは全体的な見直しを含んで、ごみが減るようなシステムに、もう少し検討加えるのかという、ただ今は現計画で前へ進むという状況で進んではいますけど、並行してもう一方の検討もしなければならないというふうに私は認識しているところです。

〇宮嵜議長 西澤議員。

○西澤議員 今のお話を引用させてもらいますと、管理者を支える立場だけではなくて、リードする側、引っ張る側として、副管理者として発信をしていただきたい。それはその内容はやはり、決議の内容で引っ張ってもらうということが非常に大事だと思います。

構成市町の1市4町、甲良以外のところも請願が出される、また準備をしているというように聞いています。そういうように1市4町の足踏みがそろえば、それこそ議会、行政、そして住民、企業、そこが力合わせられる。そういう大きな流れになっていくと思いますので、ぜひお願いしたいと思っています。

そこで、まず気候打開の重要な課題です。昨年8月、IPCC、国連の気候変動に関する政府間パネルは、人間の影響が、大気、海洋及び陸域を温暖化させたことは疑う余地がないと断定しました。11月のCOP26、国連変動枠組条約第26回締約国会議は、気候上昇を産業革命前と比べて1.5度に抑えることで正式に合意しました。そのためには国連によれば、2050年までに世界の CO_2 の排出量を実質ゼロにし、2030年までに、2010年比で約45%削減する必要があります。相当の国が50%から60%台の削減目標を掲げています。日本も2050年、カーボンゼロを宣言して、低過ぎると批判を浴びながらも、2013年度比で46%、2010年度比42%削減の目標を立てています。

滋賀県の削減目標は、同50%(同39%)です。各自治体、甲良町でも、カーボンゼロの計画を持っていると思いますが、本気度が具体的行動で試されてまいります。新ごみ処理施設の稼働は、2029年、7年後を目指しています。この大事なタイミングで、大量のごみを焼却し続け、大量の CO_2 を排出する施設のまま進んでいいのかという点で課題が突きつけられています。

この点についても、改めて担当課長、それから町長の思い、それからここに応えるごみ減量の策定、つまりごみ減量の策定をしていく上で具体的に何をどう処理をし、減らしていくのかと。これは大きな産業構造とも関連をして、末端の市町だけが取り組むというのは大変苦労の要る、また難しい課題だと思いますけれども、だけれども全国で上勝町はじめ、5つの自治体が取り組んでいます。大きな町では、6万、7万の市が、このごみゼロ宣言をして、その方向で進んでいるわけですから、甲良町もその中に入るというような意気込みがぜひ欲しいと思うんですが、改めてお願いします。

〇宮嵜議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 私の方はまず、基本的に見えない部分になるんですが、住民様の意識改革、まずそこら辺は重要な点だと思いますし、また先ほど議員もおっしゃいましたように、企業、要は町内だけの企業じゃなく、当初から、コンビニ等でもされていますようなそういうような企業の協力を得まして、全体的なコストも考えまして、事業を進めていくというものだと思っています。よく言われます上勝町等も、全てがそれをまねするということではなく、議員の方もおっしゃっているのはその中でいい部分を甲良町部分に直してやっていくのはどうかというようなことを言っていただいていると思っているんです。それで今後、ごみ半減に向かって、行政が指導、また企業が指導、また住民が指導というそれぞれのセパレートな部分で、最終的に合致したゴールに向かっていければと考えております。

〇宮嵜議長 町長。

○野瀬町長 甲良町の目標は、カーボンマネジメントの事業のときに、2030年に40%削減CO₂という目標がございます。今、県内等々の数値はご紹介いただいたとおりでございます。

それで、1市4町の取組は、取りあえず今の計画は、ごみ15%削減という計画からスタートをしていますので、担当課長が申し上げました、住民にどのようなごみを今後減らすことを住民と一緒にやれるかという具体を出していかないと進みませんので、それは進めるとして、もう一方の視点では、先ほどおっしゃっていただいた、1市4町の管理者会での方策検討というのを、できるだけ私もそういう方向に向くような呼びかけをしていきたいというふうに思います。

- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 私どもも、2030戦略を策定して、その方向で呼びかけをし、党の活動、政党の活動として呼びかけをしながら活動させていただいているんですけれども、その中でも大事なのは、そこで明らかにしていますのは、各自治体の取組が非常に大事だというように指摘をされています。

各、今町長が言われたカーボンマネジメント、つまりカーボンゼロをめざしていく方向の取組を、国として応援するか、そしてその支援を受けた自治体が本気度を出して取り組んでいく。

私は70歳を過ぎていますので、深刻さが若者と比べると少ないかなという ふうに、いろんな記事を見て思います。20代30代、それだけじゃなくて10代の方々など若者は、私たちが住んでいるところで気候変動、つまりいろん な国土の30%が水没したパキスタンが大きく取り上げられていますけれど も、ああいうことは起こり得なかった。熱波も40度を超えるフランスで起こるとかいう点では、あり得なかった気候変動なんですよね。そういう点の危機 感が非常に高まっています。こういう中で、それに応えていく活動が非常に大事だと思っています。

そこで、次に、財政負担の点なんです。令和3年度の決算で見ると、ごみ関係の費用を抜き出してみました。可燃ごみ湖東広域衛生組合、湖東衛管ですね。そこに委託をしている可燃ごみの費用は4,486万7,000円。1,000円以下を切捨てます。約にします。それから、甲良町の決算ですけれども、委託料の中で一般廃棄物収集運搬で2,864万4,000円になっています。ごみ処理の全体としては、この委託料の6,628万4,000円をプラスして1億1,115万1,000円になるんですよね。つまり、1億円を超える費用をごみ処理関係に使っています。そのうち、可燃ごみの処理費用が約7,351万2,000円。それから、粗大ごみがあります。粗大ごみは約2,416万8,000円。この粗大ごみについては、町外からも甲良町はよくやってくれるので、持ってくるらしいです。そういうところから見ると、町外の搬出される費用まで町の費用で賄うと、こういうことになるかと思うんですけれども、そういう点から見ても、圏域、つまり広域の関係で取り組むというのが非常に大事な点だなというふうに思っています。

そこで、この認識を改めてやっぱりかみしめる、見直しをするというのが大事だと思いますので、この点、行財政の見直しですね。ここで大切な視点は、住民生活に関わる費用を削減の方向ではなくて、この分野、つまり気候変動、異常気象を打開することに役立つ取組の強化によって、この総額1億1,000万円、それが可燃ごみだけですと7,300万円。これがもし半減になれば、3,000万円か4,000万円の費用が浮き出してくると。費用が削減され

ると。こういう展望も明らかにしていく必要があるのではないかと思いますが、 見解をお尋ねします。

- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 数字をおっしゃっていただきました。ごみ処理に関する経費は、かなり行政負担をしております。広域行政組合、それから湖東衛管の中のリバースセンター、それからおっしゃっていただいた、町内では粗大ごみの非金属に係る処理費2,400万円。それら削減とおっしゃいましたが、経費が削減につながる施策の展開も含めて、両方を視野に入れた取組は大事だというふうに思っています。
- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 上勝町の取組は、分別した資源の中で、売れるものが出てまいります。貴重金属資源などは、業者、企業が買い取る。合計で300万円を超えていたというように思いますけども、それ差引きをすると、数百万円のごみ処理の費用で済んでいるという点から見ると、分別によって収益が出てくる。そういう方向もぜひめざしていただきたい、めざしていくべきだなというふうに思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に3番目の安倍元総理の国葬に対する本町の対応についてお尋ねをします。議員の皆さんにも、また行政の皆さんにもお渡しをしました。この資料を使わせていただきます。これは、9月1日付で、私どもの委員長の志位和夫氏が、声明として発表したものを増刷りさせていただきました。

この項の質問が国葬の実施を容認したと受け取られかねない設問になっていますが、決してそうではありません。岸田首相が閣議決定まで行い強行する構えの中で、野瀬町長としてはどう臨むのか。明らかにすべきだと考えて、このテーマで見解を尋ねることにしたものであります。

そこで、1つ目に、安倍元首相の国葬は憲法違反、内心の自由を脅かす暴挙でありまして、安倍政治を礼賛するもの。国費で葬儀を行うことについて、この点は大変大きな反対の世論、声が上がっています。町長としての見解をお尋ねしたいと思います。

- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 世論が沸騰しているという状況ではありますし、7月14日には岸田首相が、国葬を秋にするということを表明され、7月22日には政府が国葬を9月27日、日本武道館で実施するという閣議決定がされ、それから予算の問題等々、それから閉会中の国会審査という報道をいただいておりますので、その範囲内で今現在は町長としては認識をしているという状況でございます。
- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 行政の長として、国が閣議決定をした、このことについて異論を唱

えるというのはなかなかしにくい勇気のあることだと思いますけれども、率直なところ、野瀬町長は政治家としての役割を持っています。その点では、やはり内心の自由を脅かす、安倍氏がやってきた政治についてやはりいいことがあったのかという点では首をかしげるところもありますけれども、安保法制の強行、それから憲法違反の秘密保護法などなど、それから一番大きなのはやはりモリカケ、桜。森友問題、加計学園の誘致の問題、それから桜を見る会の私物化の問題。これ大きくやはり政治をゆがめていますし、それから森友学園については、人1人が自殺に追い込まれるという大事件に発展をして、今、奥さんが裁判に進んでいます。そういうことから見ても、やはりその点でも、その1点でも、私は本当に閣議決定までして強行することに異論を唱える必要があるというふうに思っていますが、再度お尋ねをするものです。

- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 今、西澤議員の見解を示されたところでございます。自治体の長として、異論というところまでは今は考えておりません。
- 〇宮嵜議長 西澤議員。
- ○西澤議員 9月1日の発表の抜粋なんですけれども、憲法14条、法の下の平等に反すること。つまり、故安倍晋三氏のみについて国葬を行う。これは個人の人それぞれの法の下の平等に反するという見解。

それから、憲法19条、思想及び信条の良心の自由に反すること。これは国葬、つまり国の事業として掲揚をする、尊敬をする。こういう行為になりますので、これは良心の自由を侵すことになります。

それから、国葬を実施する根拠の法律がありません。内閣設置法を盾に取っていますが、内閣設置法で、この中に国葬の項目はありません。内閣はこういうことを行うという設置法だけになっていますので、その点でも法的な根拠がありません。

それから、もう一つはやはり儀式に直接関わる費用ですね。これが2億5,000万円と発表されています。しかし、警備費、諸外国の要人などの接遇費は含まれないというように発表しています。しかも、政府は、総額は終了後にお示しをしますと官房長官が答えています。とんでもないことですよね。甲良町に引き寄せてみれば、いろんな事業を幾らでやるのか分かりません。示せません。発表は事業をしてからお示しをします。これは町民はもう怒ります、議会は承認できることはありません。そういう点でも大変なことです。

例えばこれは参考に、この間発表されましたけれども、天皇の即位、現天皇の即位ですね。天皇の即位式の警備費、接遇費が90億円になっていました。

この点から見ても、警備と接遇費は、大変大きな金額になってきます。100億円に迫るのではないかとも言われています。こういう費用を投入して国葬

を行おうとしていることであります。

それから、立憲主義を踏みにじってきたアベノミクスや、それからアベノミクスで貧困と格差を深刻に広げたこと。先ほども言いました、モリカケ、桜の国政私物化など、安倍政治への礼賛、敬意を国民に強要することにつながっていきます。この点でも、容認ができないことを改めて強調しておきたいと思います。

次に、町民の皆さんに弔意を強制することがないようにという点で、3つまとめて聞かせていただきます。

1つは防災無線での黙祷などの呼びかけはしない。これが大事だと思います。

2つ目に、学校などの公共施設での半旗の掲揚は行わない。これが大事だと思います。

それから、国葬に関わる町費支出、これ一切行わないことが大事。これは中身は、町長が招待を受けて行くとか、それから町長が独自の政治家として、故安倍首相の葬儀に国葬に参列をする交通費等々ですね。こういうことも含めて、一切行わないことが大事だと思いますが、この3点お願いします。

- 〇宮嵜議長 教育長。
- **○青山教育長** 西澤議員のご質問ですが、今のところ何も要請は来てないんですけれども、要請があったとしても、私自身は掲揚等、弔意を表すようなことは学校園に対してはさせないという思いをしています。
- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 もう既に新聞報道されておりまして、地方公共団体教委関係機関に 弔意の表明の協力を要請しないというコメント通りでありまして、町への連絡 は何もないという前提でおりますので、おっしゃっていただいた教育長の回答 と、防災行政無線、それから町費の支出、これを行う予定はありません。
- **〇宮嵜議長** 西澤議員。
- ○西澤議員 明快に、甲良町長として、また教育長として表明をいただきました。

甲賀市の教育委員会が半旗の掲揚を求めるというので、大きく8月30日付に出ました。そして、その後あれは間違いであったということで市長が謝罪をするという記事が、1日付でしたかね。2日付でしたか。載っていました。そこで紹介しますと、中日新聞に、元県立大学の福井雅英氏のコメントが出されています。学校現場は、指示があっても政治的中立の立場から拒否をするべきだったと。教育の自立性の放棄で、教育的見識が欠落していると言わざるを得ない。こういうコメントを発表されています。

そういう点では、これは過去形になっていますけれども、今後、日が迫ってくると、県の教育委員会からの指示がある可能性も出てきます。そういう点でも、その立場を貫いて、今の回答通りを貫いていただきたいと思いますが、町

長、教育長を含めてお願いいたします。

- 〇宮嵜議長 教育長。
- ○青山教育長 おっしゃるように、教育はやっぱり中立の立場を有することが大事だと思っていますので、私自身は、もし要請があったとしても校園には強制しません。
- 〇宮嵜議長 町長。
- ○野瀬町長 政府予算予備費で約2億5,000万円を支出するという閣議決定。それから、弔意の協力要請についてはしないという閣議決定でありますので、ないということを思っておりますし、万が一あっても、今、答弁した内容に変わりはございません。
- **〇宮嵜議長** 西澤議員。
- ○西澤議員 ありがとうございます。そういう点でも、私は日本の民主主義、それから政治の在り方、そして各行政、いや、それから末端の行政職員、それから教育委員会関係、それから教育部局のそれぞれの関係者に、故安倍氏の弔意を示すという方向で、これは政治的な狙いがされた閣議決定だというふうに私は思わざるを得ません。今回の国葬に関して、死者の最悪の政治利用だと考えます。今、答弁いただきましたように、甲良町長におかれては、中止の立場、あるいは少なくとも批判的な見解で表明をされて、大きな世論の1つの流れとして、県内で勇気ある態度を出していただきたいことを考えまして、私の一般質問を終わらせていただきます。
- **○宮嵜議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。 ここで暫時休憩します。 5 分間トイレ休憩。

(午後 3時58分 休憩) (午後 4時05分 再開)

- **〇宮嵜議長** 休憩前に引き続き会議を再開します。
 - 次に、9番 建部議員の一般質問を許します。
 - 9番 建部議員。
- ○建部議員 ただいまより質問をさせていただきます。今日は、テーマを1つに 絞って教育問題についての質問でございます。皆さん、お疲れの中ですので、 極力短くいきたいというふうに思うので、ご協力のほどよろしくお願いします。 まず、私の今日のテーマは、町の子どもの確かな学力の向上をめざして、と いうことで、実は私、こういう教育問題の質問は、過去に6回ほどやっている んです。特に、この学力テストを中心にした質問も過去2回ほどやっているん ですが、その新聞を見るたびに、落胆というか、そういうことがあって、特に この問題を取り上げています。教育基本法、学校教育法、学習指導要領には、 子ども、子どもというと児童・生徒になるんですが、教育の基本は、生きる力

をつけること。滋賀県はそうですね。それは確かな学力、昔でいう知徳体の知。 豊かな人間性、徳。健康と体力の体。の3つがバランスよく総合された教育だ と定義をしております。

本町ではその3つのうち、低位な実態にある確かな学力が大きくバランスを 崩しています。正三角形の中心から、均等にその距離が、それがバランスの取 れた3つの総合ということになるんですが、それが学力が非常に大きく崩して いる、低いということでございます。

その中で、全国学力テストの都道府県ランキング。今日は議員の皆さんには新聞の切り抜きをコピーして渡していますが、それを見てみますと、去年2021年、この学力テストは、教科を1教科減らして実施されています。

その中で小学校が47位。これはもう、日本は47都道府県ですから、最下位ということになります。中学校が36位から40位というのは、実は36位の県が5つあるということで、36位から40位になっています。これはそのときの総合小学校、中学校の総合では、やっぱり47位。日本では、2021年、滋賀県が本当に最下位であったと。

2022年、小学校が45位から46位ということは、下から2番目ぐらいに位置をしていたと。ここでミスの訂正をお願いしたいんですが、中学校40というところを32に訂正してください。43というところを35に訂正してください。括弧内の40というのを32に訂正をしてください。実はこの40、43というのは、小学校、中学校の総合の順位をここに書いてしまったと。中学校は、32位から35位に位置づけというか、32位が4府県あったということでそういう順位です。その2022年の小中学校の総合では、40位から43位になったんです。それは40位が4件あったという、これが実は滋賀県の位置なんです。

参考に申し上げます。2018年、これは平成30年ですが、総合で46位。2019年が総合で47位。そして2020年はコロナで中止がされました。そういうふうにして、滋賀県は非常に全国では最下位に近いところ。ただし、この2022年は、小学校が2番ほど上がりました。中学校が前回よりか、これも4番上がりました。私は上がったことについては、評価をいたしております。これは多分、滋賀県の言わば教育委員会、もちろん19市町も含めてですが、それの努力があったのかなというところで評価をしています。

ただ、滋賀県内の19市町では、小中学校とも毎年最下3位以内に入っている。ここで推定としています。これは私は、5年ほど前にこの2018年の全国の学力テストの結果が出たときに、ちょっと豊郷の方の関係される方から、滋賀県では甲良町と豊郷町が尻から1番、2番をいつも行っていると。要するに、甲良町が1番尻のときは、豊郷町は尻から2番目。豊郷町が下のときは、

甲良町は2位。要するに、最下3位以内にずっと甲良町。実は、これは平成17年の滋賀県の50市町村の時代からもう甲良町はそういう低いレベルにあったということを、豊郷町でその情報を聞きました。

しかし、滋賀県の教育委員会は公表はされていません。ですから、私はあくまでも推定という表現を使っています。

こういうふうにしてみると、実は全国に小学校2万2,000校。実はこれ2万1,900校ぐらいだったと思うんですが、ネットでは2万2,000校と出ていましたね。中学校が1万815校。もう滋賀県が下位に近いところにいる。そして、滋賀県内では甲良町は、最下1、2位のところにいる。ということは、全国的にみても、甲良町というのが最底辺層に位置づけられているのではないかということが、私は伺い知るというところで、そういう認識を持っているんですが、教育長、甲良町のレベルは、私の伺い知ることができるという認識と、教育長の認識はまた、違いますか。

- 〇宮嵜議長 教育長。
- **〇青山教育長** 建部議員さんおっしゃるとおり、私も同じような認識を持っています。
- 〇宮嵜議長 建部議員。
- **〇建部議員** そこで、私はこのことが一体こういう低学力の甲良町、本町の子どもの学力がかなり低いという要因、原因、理由は一体何なのか。教育委員会の方で、そういう分析なり考察をしていたら教えてほしい。
- 〇宮嵜議長 学校教育課長。
- ○寺田学校教育課長 子どもの学力を大きく左右する要因の一つに、幼少期の家庭での教育的環境にあるというふうに言われています。例えば、絵本の読み聞かせとか、自然体験学習だとか、保護者と愛情にあふれた時間を過ごす中で、育ってくるものだというふうに感じています。

本町では、様々な理由から子どもの教育に力を注げない保護者がおられます。そのため、愛情不足を感じたり、基本的な生活習慣が身についていなかったり、仲間づくりがうまくできない子どもも多く見られます。

さらに、近年ではスマートフォンやタブレットを幼少期のうちに子どもに買い与える保護者が増加しています。そのために子どもは、毎日長時間ゲームや動画の視聴をして過ごしてしまい、生活リズムを乱す子どもがたくさんいます。

そのような子どもたちは、学習面では学習意欲が低い。それから、集中力が続かない。粘り強く課題に取り組めない。学習規律が身につかない。学習習慣が身につかないといった課題が見られます。具体的に言いますと、読むこと、それから書くことに大きな課題があるのではないかというふうに感じております。

- 〇宮嵜議長 建部議員。
- **〇建部議員** 今、学校教育課長は、原因とか要因とかというよりかむしろ、現象 面で物を言っている感じがしているんですが、それと若干遠慮があるんじゃな いかなということもありました。

私、実は、平成30年9月議会で一般質問をしたときに、3点の原因という か、子どもたちの学力が低いその理由を議会でここで言っています。それをち ょっと紹介してみます。これはそのときの議事録に載っているそのままなんで すが、「三つ子の魂百までと言われる。3歳ぐらいまでには、その子の人格や 性格は約80%は形成される。だから、100歳までそれは変わらないという ので、三つ子の魂百までと言われています。そうなんです。三つ子。3歳まで の子どものしつけ、養育、そしてから基本的生活習慣、そういったものがつか ないと大人になってもあまり変わらないということです。だから、三つ子の魂 百までと言われているんです。その原因は何か。やはり、保護者、言わば地域 社会、この甲良町という地域社会全体が、子どもに対するそういう教育力の低 さはあるんですが、とりわけ子どもを持つ親、保護者の子育てに関わる、やは り知恵、力、それが不足している。子どもの養育の中で、子どもをしつける。 そして、基本的生活習慣を身につけさせる。そういう子どもに育てていく。そ れも3歳までに、大体そういうことを言われるんですが、それは学校教育では できない。これも家で、その親でないとできない。その家族でないとできない。 だからまず、そのことが実は部落問題と関わって、やはり低位な実態にあるこ とは事実なんです。だからそれを何とかしなきゃいけない。それともう一つ、 そういう家庭から育ってきた基本的生活習慣なりしつけなり、生育が十分施さ れずに小学校、中学校へ行くというそういう子どもたちは、素地、基本ですね。 下地ができていないから、やはりそういう子どもにもそういう施されていなか ったというそういう弱点があります。ですから、その子がそのまま小学校、中 学校に行くと、やはり普通、そういうしつけがされている生活習慣の身につい てきた子と一緒にはなかなか学力は上げることができない。そういう理由があ ります。もう一つは、これは子どもを教え、育て、導く教師。この質に問題が あります。教師の指導能力、人間性、質の高い教師が求められています。この 3つ。これが打開、このことが解決されたら甲良の子は伸びます」。

そういう3つの理由を私はそのときに提言をしました。先ほど学校教育課長が言われたことも、今の要因の中に入るんですが、特に私は今の3点を強調したいと思います。

そこで、もう2つ目に入ります。今言っている原因なり要因なり理由から、 それをどう打開していくか。子どもの学力を伸ばし高める方途、対策、解決に 向けた取組はしているのか。その実践行動は進んでいるのかということですが、 どうでしょう。

- 〇宮嵜議長 学校教育課長。
- ○寺田学校教育課長 町内の各学校では、授業改善に取り組んでおります。教師の授業改善に取り組んでおります。県の教育委員会の方から、度々の訪問指導や、また校内研究会では、主体的・対話的・深い学びの実現に向けて、何が子どもにとってできるようになるのか。何を学ぶのか。どのように学ぶのかという視点で研修に努めております。

また、近年では、タブレット端末での授業の有効活用について、町のICT 委員会を組織しまして、毎月協議を重ねています。

甲良東小学校では、家庭学習の手引の見直しを進めて、子どもの自主的な学習につなげようとしています。

甲良西小学校では、今年度から漢字の読みに特化した取組を始め、読めない ことで諦めてしまうことがないようにしようと努めています。

また、甲良中学校では、2年前から復習継続法に取り組み、その日に習ったことをその日のうちに復習して、知識理解の定着を目指しています。また、昨年度からは、定期テストを廃止して、単元テストに改め、頻繁にテストを行うことで、家庭学習の時間を増やす工夫をしています。また、受験を控える中学校3年生に向けては、学生チューターによる放課後学習会を毎年行っています。

また、3校とも、読書習慣を身につけるように、朝の読書時間を設けたり、 学級図書を用意したりして工夫をしています。

また、甲良町の学びの礎ネットワーク推進事業では、「おうちで読書をしてみませんか」というビラを作成し、全保護者に配布をしています。また、数年前は、スマホタブレットの危険性を訴えるビラを保護者に配布したこともございます。また、長寺・呉竹両センターでは、自主活動や、長期休暇中の質問教室を行い、子どもの学力向上に取り組んでおります。

以上です。

- 〇宮嵜議長 教育長。
- ○青山教育長 私の方から、建部議員さんのご指摘の話をさせていただきますが、建部議員さんおっしゃるとおり、私自身もこの立場にならせていただいて、町内の学校へ回らせていただいて、やはり就学前の保育、教育が大事であるということを認識しました。

先ほど学校教育課の方で課長の方で返答させてもらった小中の具体的な取組が中心だったんですけれども、私の思いとしまして、やはり建部議員さんおっしゃるとおり、就学前で家庭の教育をどうつけるか。ここが大事であるというふうに私は思っています。

そこで、子どもたちが、悪さをして怒られるという経験は大変多く持っていますが、逆に褒められることが少ない。褒めて、子どもに自信を持たせる。要は、自己肯定感を高める。これはやはり、3歳、4歳まででやってこないと駄目なことなので、私自身が昨年、これもこの立場にならせてもらって保育センターの方に足を運んで、まず保護者の方に話しかけを、懇談会をもちまして、今言いました、褒めること、子どもに自己肯定感というそういう言葉は使われていませんけれども、子どもに自信を持たせてほしいという話。そして、親とお母ちゃん、お父ちゃん、おじいちゃん、おばあちゃん、一緒に話ししてくれ、会話をしてくれという話をしました。昨年度私がした中で、参加者は半分ほどでしたけれども、保護者の方の感想も聞いていますと、やはり自分勝手なというか、親の勝手な思いで子どもをあしらっていた部分があるんちゃうかとかいう返答もありましたので、そこら辺については、保育センターの、両保育センターの職員の方にも、逐一、時間があったら言ってくれと。親にそういう話をしてくれと。

今年度につきましては、支援センターの方に心理士を派遣しましたので、人 を変えて、同じような話を心理士さんに今年していただいています。

あと、やはり教育というのは、さっき言いました、書くとか読むが中心ですので、こういう、見られた方もあると思いますが、おうち読書というこういうのを昨年12月に各家に配布しまして、やはり本に親しむということが大事であると。図書館の館長さんの方にも、やはりいろんな読み聞かせとか、また各本の閲覧等の工夫もしてもらっていますので、やはり本に親しむ家庭になってほしいということも話しています。それが、やはり子どもが大きくなる中で、やはり自分に夢を持ったりとか、また将来に向けての目標を持つというふうにつながってくると私は思っていますので、中学校、小学校の中では、そういういろんな取組をしていますけれども、やはり就学前の保育の中での取組というのが大事になってくるということで、昨年度から私も3カ月に一ぺんは、保育センターの職員と懇談を持って、今の現状という話を聞いて、指摘するところは指摘しているというふうなことでやっております。

以上です。

- 〇宮嵜議長 建部議員。
- **〇建部議員** 今、教育長が言われました。私、一番聞きたかったことがそれなんです。

就学前、まず取りあえず3歳まで。3歳というと保育園に行っている子ども もいるんですが、やはり親が子育てにまだまだ未熟であるというか、その力が 及ばない。そういう親たちをどうしていくかということは、学校教育ではでき ない。やはり、それは社会教育なり家庭教育なり、そして今、子育て支援セン ターができていますけど、その親たちを支援していく。子どもを育てていくために支援するという立場で、学校教育以外の領域でもってそういう取組をしなければ、これはもう解決になっていかない。まさに今、教育長が言われたとおりであります。そこで、もちろん学校教育課長が今言われている取組もそうなんです。

実は、これもその30年9月議会で提起をしているんです。秋田県。実は秋田県、石川県、福井県、富山県、そして東京、大体これが全国のベストファイブ。特に、秋田、石川というのは、もうトップクラス。それはもう今までの学力テストのデータでそれが出ています。今は石川に譲っていますが、秋田の事例です。

まず、秋田のこれはネットで秋田がそういう論文というか、そういうのを出している中から引用して申し上げたんですが、学力高水準の秘密、秋田の高水準の秘密は、まず生活習慣にあったというので、秋田県の子どもたちは、早寝早起き。秋田県の子どもたちは朝ご飯をしっかり食べる。これは規則正しい生活習慣が行われているということです。そして、実は秋田の子どもは、あまり学習時間というのはそれほど多くはない。1時間以上2時間未満の小学生の割合が56%。半分以上いるんですが、これは甲良町では想像できません。家庭学習1時間、もう全然しない子もいるんですから。でも、秋田の子はほとんどの子が1時間はしているんです。その範囲も、1時間から2時間という報告です。2時間未満の小学生の子が56.2%。大体1時間から2時間の間と、家庭学習の時間、それを決めています。秋田では、全国平均からすると、短いぐらいですと。その1時間から2時間というのは。これは想像つかないですね。それだけの小学校の子がそれだけ家庭学習をする。まだ短い方だと言っている。

それともう一つは、高い学力の秘密は、家庭学習ノートにある。普通のノートに1ページ、子どもの好きな勉強をそこに書いていくと、担任はそのノートに一つ一つコメントを書いて子どもに戻し、これを毎日続けている。それを繰り返している。そして言っています。「学力向上のためには、夜遅くまでの勉強も、高い月謝の学習塾も必要ないです。規則正しい生活と食事、そして学校の勉強を基本とした家庭学習で、全国レベル、トップレベルの学習を身につけることができます。まずは今夜、寝る時間と明日の朝のご飯から考えてみませんか」という、そういうコメントが出ていました。

これが、秋田は平成30年は石川に負けて2番目になったんですが、それまではずっと秋田がトップを通している。だから、生活習慣、朝飯をしっかり食べる。そして、勉強時間はそんなには長くないとは、秋田は言っているんですが、でも2時間も小学生がやるというのは長い事ですよね。甲良なんか、そこまでは到底至りません。そういうことが、実は秋田の事例でありました。

あと、まだちょっと紹介したいことがあるんですが、これは平成28年6月 議会のことです。当時は私は子どもには、甲良の宝、子どもたち、その子ども たちには家族愛なり、郷土愛を育み、学力の高い、そういう子どもに育ててほ しいというような話をしました。そしたら、当時の学校教育課長が、「このこ とは甲良町の教育方針にも盛り込まれているのでございます。郷土愛を育むた めに、学校教育では、総合的な学習の時間や生活科の授業の中で、地域に実際 に出かけて、地域の人と触れ合う中で、地域の良さや人々の生きざまに触れて、 郷土に愛着と誇りが持てる子どもの育成を今目指しているところでございま す。甲良三大偉人や、人権獲得に尽力した人々についても学んでおります。ま た、5年生、6年生を対象としました、せせらぎ探検隊でも、三大偉人に関わ ることを計画しています。学力につきましては、昨年度から中学校に佛教大学 の原教授や講師の方々を招聘して、教職員の指導力の向上を図っているところ です。また、学力学習状況調査につきましても、それぞれの学校で分析をし、 子どもたちが主体的に学べるよう、授業の改革の方をめざして取り組んでいる ところでございます」、平成28年にそうして答えているんです。そういうこ とが仮に今も綿々と続いていれば、もっともっと多分甲良は良くなってきたと 思います。

そして最後に、令和元年12月議会、そのときに教育長が答えています。「甲 良町の学力向上へのチャレンジという取組を来年度もさらに充実推進してまい りたいと思っております。その1、1つ目ですが、一人一人の学習支援対策と いうことで、今ほど議員がおっしゃられました、質の高い教師、そしていつで もどこでも子どもに寄り添った教育活動が推進できる講師、支援員、相談員の 適切な配置、これについて現場の管理職と協議をしながら、適切に配置をして いく。そんな予算を編成しております。2つ目、より分かりやすい授業づくり 対策ということで、学力向上に係る講師招聘事業として、大学と提携しながら、 大学の教授あるいは講師の先生方に、定期的に現場の授業を見ていただいて、 いろいろご指導をいただく。そういうような授業の対策を考えています。加え まして、教育の先進地の研修も視野に入れて、町内の各校園における管理職、 あるいは担任外の先生を中心に、先進地研修視察研修をして、校内研究あるい は保育研究に活かしてもらうというような取組も考えております。3つ目は、 子育て支援、家庭支援を強力に推し進めておりますが、まだまだ子育て支援セ ンターの組織としては、当初考えていた組織の充実には至っておりませんので、 充実対策ということで、臨床心理士あるいは教職経験、不登校対応経験のある 職員の配置を視野に入れて、予算編成もいたしております。加えて、保護者、 地域、そして教職員がともに一堂に会して、子育て、教育、学力向上に向けて どのような子どもへの関わりが必要なのかというような学びの場も設定すると

いうようなことです」、教育長が言われたことが、前の教育長もそのように言 われている。

だから私、今言っている内容が、どのように今後取り組んでいくのかという こと。もうここに全て現れていると思います。

ということで、もう私の質問も峠が過ぎて終わりになるんですが、要するにこの低い学力を何とか克服したい。そのためには、やはり家庭の在り方というか、まず親の教育も必要だろうし、そして子ども三つ子の魂百までというその子どもが、やはり順調に成長されていくこと。何よりも学校の先生方に本当にお世話になるというか、協力をしていただかないと、子どもたち、学力は伸びることはできません。ということで、ぜひともそういう方向での取組を進めていただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○宮嵜議長 建部議員の一般質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれをもって散会します。ご苦労さまでした。

(午後 4時40分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定に より署名する。

甲良町議会議長 宮 嵜 光 一

署名議員木村修

署名議員建部孝夫